

令和6年度 第5回児童福祉審議会

日 時 令和7年2月13日(木)
午前10時から
場 所 8階大会議室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 題

- (1)第4回野田市児童福祉審議会 書面審議結果について(報告)
- (2)野田市こども計画(素案)に対する意見募集の結果について
- (3)野田市こども計画の策定について(答申)
- (4)保育施設の確認に係る利用定員の設定について
- (5)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の認可について

4 その他

5 閉 会

【資料】

令和6年度第4回野田市児童福祉審議会 書面審議結果について
野田市こども計画(素案)に対する意見募集の結果について
野田市こども計画(素案)
保育施設の確認に係る利用定員の設定について
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の認可について

令和6年度第4回野田市児童福祉審議会 書面審議結果について

議題1 家庭的保育事業等(保育所型事業所内保育事業)の認可及び確認に係る利用定員の設定について	
承認の可否	承認20人 非承認 0人
意見	回答
○渡辺委員 医療法人徳洲会の認可保育所等の運営実績を教えてください。	(子ども保育課) 当該法人については、認可保育所等の運営実績はありません。一方で、運営している病院での病院内保育いわゆる認可外保育施設の運営実績が約60施設あります。
○渡辺委員 法人本部が大阪府にあり、野田市からは距離も離れています。 地域型保育事業を運営するにあたり、業務管理体制やガバナンスの確保はどのように考えているのか教えてください。	(子ども保育課) ひばり保育園に近接する当該法人が運営する野田総合病院(旧:小張総合病院)の総務課には、ひばり保育園の運営に係る職員が5名程度いますので、例えば、園内で事故などがあつた場合には、迅速に対応できる体制が整っています。

野田市こども計画(素案)に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市こども計画(素案)

2 意見の募集期間

令和6年12月24日(火曜日)から令和7年1月23日(木曜日)まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	3人	10件
②提出方法	Eメール	3人 10件
③政策等に反映した意見		1件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	修正
P.99	事業番号39	公共交通機関のバリアフリー化の推進	
1	まめバスを子供達の登下校用に使いやすいようにしてほしい(通学時間帯の便を増やす等)	まめバスは、野田市と旧関宿町の合併を機に、関宿地域から市役所等の公共施設へのアクセス性を高めるとともに、両市町の公共交通不便地域の改善を図る目的で平成16年1月から運行されたもので、市内小中学校の学区内における登下校は、原則、徒歩(一部の区域では自転車)とされており、まめバスの利用は想定していません。	なし
P.190	事業番号170	子ども医療費助成制度の推進	
2	高校生の医療費を0円にして欲しい。流山も柏も0なのに野田市だけ500円取るのはなぜか？	子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもの健康維持に寄与し、安心して子育てが行えるよう、子ども医療費の助成を実施しています。中学3年生までの自己負担金は、流山市、松戸市が200円、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市が300円で、野田市は無料です。 また、高校生年代の自己負担金は、流山市、松戸市が200円、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市が300円で、野田市は令和6年8月分から500円として、高校生年代の助成を開始しました。 野田市は中学生までの自己負担金の無料化を段階的に進めてきましたが、高校生年代の自己負担金につきましても、将来的には無料化を目指していきます。	なし
P.1	総論第1章1	国・県・市の取組状況	
3	少子化への危機感が感じられない。数年で地方自治体から崩壊が始まると言われており、少子化対策が急務なのに子育てしやすさが感じられない。	少子化対策が喫緊の課題とされる中、こどもや子育て世代を支援するため、野田市では国の政策のほか独自の取り組みを実施しています。 例えば、子ども医療費助成の中学生までの無料化、妊娠・出産支援としてあかちゃん祝い金10万円の支給や不育症及び不妊治療費の一部助成、小児医療を含むオンライン診療体制の整備、地域の子育て支援として児童センターの整備に加え、若者の定住化促進を図る	なし

No.	意見の概要	市の考え方	修正
		<p>ため、結婚新生活支援事業や婚活イベント事業など実施するとともに、市長自ら全公立学校31校に直接訪問し、こども達から意見を聞き、まちづくりに生かしています。</p> <p>野田市こども計画は、こども大綱の考えのもと、これから生まれるこども、今を生きているこどもとともに、結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据え支援するために、これまでの子育て支援策に加え、新たに貧困対策や、若者施策を盛り込むことで、少子化対策に重点を置いた計画としています。</p>	
P.152 事業番号111 産後ケア事業の推進			
4	産後ケア施設、制度を作って欲しい。里帰りできない人は産後すぐ家事育児に追われて休めない。柏、流山、我孫子はすでにある。	<p>できる限り多様なニーズに応えられるよう、市独自の支援策としてあかちゃんお祝い金10万円を支給しています。</p> <p>産後ケアについては、自宅できょうだいがいる場合などでも、産婦に負担をかけることなく実施できる訪問型を実施しています。なお、宿泊型については、市内医療機関において1泊約3～4万円程度と把握していますので、ご家庭の状況に応じてサービスを選択して、あかちゃんお祝い金をご活用いただければと考えています。</p>	なし
P.112 事業番号55 教育・保育の無償化の実施			
5	保育料1人目から0円にして欲しい	<p>保育所等の保育料は、0歳児から2歳児クラスのお子様については、その世帯の収入（収入に基づく市民税額）に応じて、保護者の皆様にご負担をいただいています。この保育料は、国が基準額を定めており、多子軽減（保育所等を利用するお子様が複数いる場合に2人目が半額、3人目以降が0円）を行っています。</p> <p>本市においても、子育て世帯の経済的負担軽減は重要であるとの考えのもと、市独自で保育料を国基準保育料の60%程度に設定しており、近隣市と比較して最も低額となっています。</p> <p>保育料の1人目からの完全無償化に関しては、国の施策として、全国一律に実施すべきであると考えていますので、今後とも、全国市長会等を通じて国への要望を行ってまいります。</p>	なし
P.80 基本目標1-2 遊びや体験活動の推進			
6	ポニー牧場などの入場料を見直して欲しい	<p>ポニー牧場は株式会社千秋社が運営する民間企業となっていますので市では対応できません。</p> <p>なお、遊びや体験活動はこども・若者のすこやかな成長に寄与するもので、多様な遊びや体験を通じて健全な心身の発達を図るため、無償で利用ができるこどもの遊び場として子ども館を運営するなど、様々な事業を実施しています。</p>	なし
P.153 事業番号112 あかちゃんお祝い金支給事業の推進			
P.154 事業番号113 出産・子育て応援交付金事業の推進			

No.	意見の概要	市の考え方	修正
7	おむつ、ミルクが値上がりし過ぎて買えない。布おむつか紙おむつを配布して欲しい。ミルクは2年で500円値上がりしている。母乳の推進もするべき。	<p>赤ちゃんのおむつやミルクの支給の支援を実施している自治体では、3万～4万円分のクーポン券が支給されていますが、使用用途は限られています。</p> <p>一方、野田市では、あかちゃんの誕生を祝い子育てを応援することを目的に、市独自の支援策として、「あかちゃんお祝い金」10万円を支給しています。使い道は特に定められていないことから、育児用品の購入等にも活用していただけます。</p> <p>また、国の出産・子育て応援給付金として、妊娠届出の際と新生児訪問で保健師等と面談した後、各5万円を支給しています。</p> <p>母乳育児の推進については、両親学級において母乳の利点・乳房のお手入れ方法等の説明を行っていますが、事情により母乳をあげることが難しい方もいますので、新生児訪問や産後ケアの際に専門職が助言しています。</p>	なし
P.1 総論第1章1 国・県・市の取組状況			
8	余分な財源を見直しすぐに子育てしやすい環境を整えるべき。最優先事項は少子化対策	<p>こども関連予算に限らず、市全体で、所管する事業について、ゼロベースでの見直しを行い、業務改善・効率化による経費の節減、国や県の補助制度の動向に注視し、活用可能な財源の確保に努めています。少子化対策につきましては、3の質問でお答えしたとおりです。</p>	なし
P.97 事業番号36 こどもに配慮した交通安全対策の推進			
9	通学路となっている市道1280号線について、速度規制や道路拡幅、通行禁止、ポストコーンの安全点検、ガードレールの設置等検討し、安全に配慮していただきたい。福田第二小の周辺の通学路は道幅が狭く、除草やアスファルト補修の対策が必要です。	<p>ご意見の市道1280号線の交通安全対策措置につきましては、速度規制について警察へ確認しましたところ、速やかに速度規制を行うことは難しいが、2026年9月から生活道路の速度制限は、法令改正により現在の60キロから30キロに制限される予定とされています。次に、路面標示やポストコーンにつきましては、1月22日に点検を実施したところ、ポストコーンの反射テープの剥がれや欠損が確認できましたので、早急に更新します。また、ガードレールの設置の必要性は認識していますが、現在の道路幅員は狭く、設置用地が無いため、新たな用地買収が必要となります。道路拡幅を伴う歩道整備は用地買収や建物移転が伴うことから、隣接する地権者の協力を得て進めていく必要があり、多くの時間と事業費を要することとなり、市内の各地域から要望が寄せられており、現在整備を進めている箇所を完了させ、新たな整備箇所を選定し進めていきたいと考えていますので、早期の対応が難しいことをご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>なお、福田第二小周辺の通学路については、路肩の草刈りを毎年実施していますが、歩行者の退避スペースがありませんので、路肩の法面を掘削し退避スペースが確保できるように実施していきます。</p>	なし

No.	意見の概要	市の考え方	修正
P. 140	事業番号93	子どもを含む自殺対策の推進	
10	<p>事業名に若者を追加し、「子ども・若者の自殺防止」とすることを提案します。</p> <p>また、事業方針の軸は「子ども・若者」「相談支援」「教育」であり、市自殺対策計画での子どもに関する事業は児童家庭課が最も多く、児童家庭課が策定を担当する子ども計画の事業であることから、担当課に児童家庭課を明記することが必要と考えます。</p>	<p>現行の野田市地域福祉計画(第3次改訂版)に包含している自殺対策計画は、子どもに特化した計画ではないため、事業名を「子どもを含む」としたところですが、自殺対策は市全体で取り組む必要があるため、市自殺対策計画の重点施策3にある「子ども・若者向け自殺対策の推進」に合わせて、「子ども・若者の自殺対策の推進」に修正します。</p> <p>担当課名については「教育」は指導課、教育以外の「相談支援」は、虐待や育児不安などリスクの高い相談支援などに対応している子ども家庭総合支援課を追記します。</p> <p>担当課に児童家庭課を明記することについては、市自殺対策計画に掲げる児童家庭課の事業の多くは児童扶養手当など相談支援につなげる間接的な内容の事業であることから、関係課に含まれます。</p> <p>【修正前】 事業名 子どもを含む自殺対策の推進 担当課 指導課、生活支援課、関係課 ↓ 【修正後】 事業名 子ども・若者の自殺対策の推進 担当課 指導課、<u>子ども家庭総合支援課</u>、生活支援課、関係課</p>	あり

(素案)



野田市子ども計画

令和7年度から令和11年度まで

すべての子ども・若者が未来に希望を持ち、
ひとしく権利の擁護が図られ、すこやかに成長できる
「元気で明るい家庭を築ける野田市」

野田市子ども・子育て支援事業計画（第3期計画）

野田市母子家庭等及び寡婦自立促進計画（第5期計画）

野田市子どもの貧困解消対策推進計画

野田市子ども・若者支援推進計画



令和7年3月

 野田市

「こども」表記について

国では、こども基本法(令和4年法律第77号)の基本理念を踏まえ、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」の表記をしています。

計画書に記述する表記については、次のとおりとしています。

●次のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

(1)法令に根拠がある語を用いる場合の例

- ・公職選挙法「子供」
- ・子ども・子育て支援法「子ども」など

(2)固有名詞を用いる場合

- ・予算事業名「子ども医療費助成事業費」
- ・組織名「健康子ども部」「子ども家庭総合支援課」など

目 次

■総 論

第1章	こども計画の概要	
1	国・県・市の取組状況	1
2	健康スポーツ文化都市宣言	9
3	計画策定の趣旨・位置付け	10
4	計画期間	11
5	計画の対象	11
6	計画の推進体制	12
第2章	こども・若者及び子育て家庭をめぐる現状	
1	人口の動向	13
2	家族構成の動向	15
3	就労の動向	18
4	こどもを取り巻く環境の動向	19
第3章	子育て支援の環境	
1	子育てに関する意向調査の結果	21
2	子育て支援サービスの提供と利用の動向	38
第4章	基本理念と基本目標	
1	計画の基本理念	45
2	計画の考え方	46
3	計画の基本目標	47
4	計画の施策の主なポイントと新たな取組について	49
第5章	サービス供給の事業量と確保量	
1	子ども・子育て支援制度について	52
2	事業計画における区域設定の考え方	53
3	教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策	54
4	地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策	57
5	教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制確保について	69
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容について	69
7	放課後児童対策パッケージに基づく行動計画について	70

■各 論

第6章	施策の体系.....	73
第7章	基本目標1における施策・事業内容	
1	こども・若者の権利擁護と意見反映の推進.....	74
2	遊びや体験活動の推進.....	80
3	こども・子育て支援環境の整備の推進.....	92
4	こども・若者が活躍できる機会づくりの提供.....	100
5	こども・若者への切れ目のない保健や医療の提供.....	105
6	こどもの貧困対策の推進.....	111
7	障がい児支援、医療的ケア児等への支援の推進.....	122
8	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援..	133
9	こども・若者を犯罪等から守る取組の推進.....	139
第8章	基本目標2における施策・事業内容	
1	【妊娠前から幼児期】 切れ目のない保健や医療の確保.....	149
2	【誕生後から幼児期】 幼児教育や保育の質の向上及び受入れ体制整備の推進.....	157
3	【学童期・思春期】 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境づくりの推進.....	168
4	【青年期】 結婚や就職を希望する若者への定住支援の推進.....	185
第9章	基本目標3における施策・事業内容	
1	子育てや教育に関する経済的な負担軽減の推進.....	189
2	地域子育て支援、共働きや共育ての推進及び男性の家事・子育てへの参画の推進.	192
3	ひとり親家庭への支援の推進.....	202

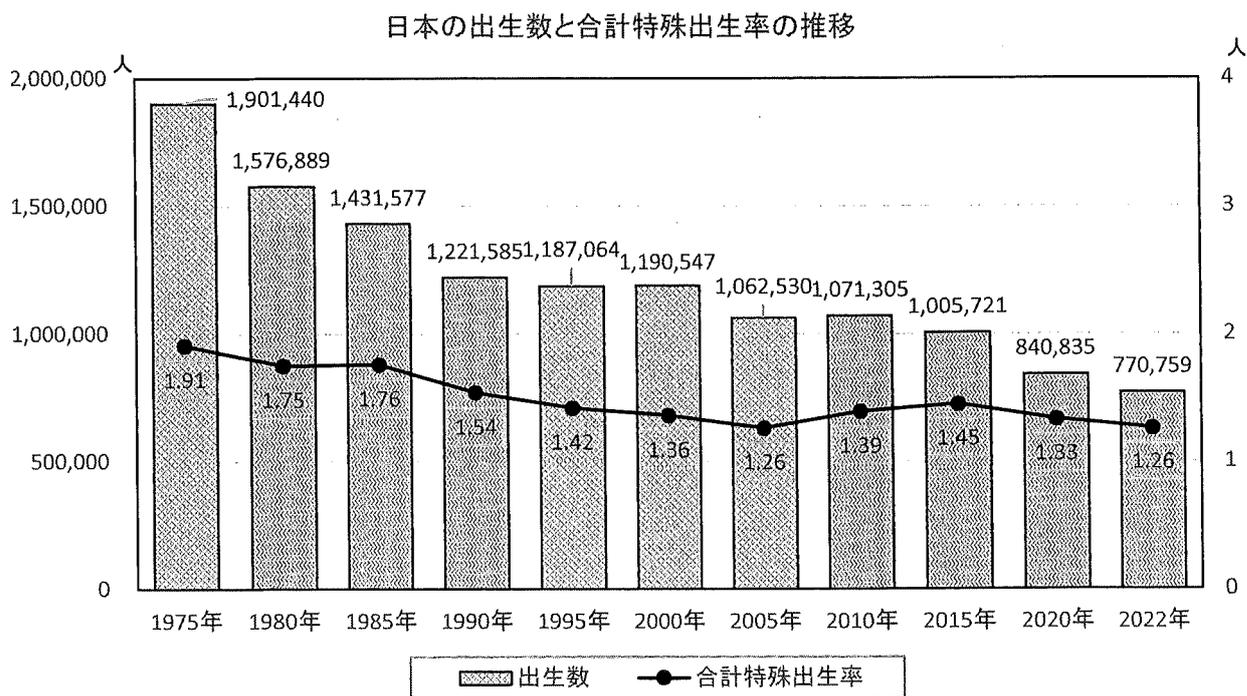
■ 総論

第1章 こども計画の概要

1 国・県・市の取組状況

(1) 我が国全体における少子化の要因とその現状

内閣府の少子化社会対策大綱中間評価によると、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由等、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。その上で、少子化を「既婚者の問題」、「女性やこどもの問題」とするのではなく、我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があるとされています。一方で、少子化対策は、社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものであってはならず、これから生まれてくるこどもや今を生活しているこどもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められています。



資料：人口動態統計

(2)国の取組

【次世代育成支援対策推進法の制定】

平成 15 年、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を目的とし、地方公共団体や事業主に行動計画の策定を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等子育て支援に関する 10 年間の集中的・計画的な施策を進めることになりました。

このように地域レベルの取組が進められる一方で、国として少子化対策に対する基本法制定の機運が高まり、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」を制定し、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策大綱を策定することを政府に義務付けました。

【子ども・子育て関連3法の制定】

社会問題となっている少子化の問題や、待機児童の解消等、子育てを支援するための環境を整えるため、平成 24 年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、同法に基づき平成 27 年度から施行する「子ども・子育て支援新制度」では、これまでバラバラだった給付制度、財源を一元化した、教育・保育の新しい仕組みを構築し、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域における子育て支援等を柱として総合的に推進していくこととしています。

【新しい経済政策パッケージの策定】

平成 29 年 12 月 8 日、「人づくり改革」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。このうち「人づくり改革」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等、2 兆円規模の政策を盛り込み、子育て世代、こどもたちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとしました。

【こども基本法の成立】

これまで、こどもについての包括的な権利や基本方針を定めた基本法が存在しませんでした。令和 4 年 6 月に、こどもを権利の主体として位置づけし、また、その権利を保障した総合的な法律である、こども基本法が成立し、令和 5 年 4 月から施行されました。基本理念として、全てのこどもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに差別的扱いを受けないようにすること、適切に養育され、教育を受ける権利が等しく与えられること、自己に関係する全ての事項に意見を表明し、多様な社会活動に参加する機会が保障される等が掲げられています。

【こども家庭庁の創設】

こども家庭庁は、令和4年6月にこども家庭庁設置法が成立し、令和5年4月に「こどもまんなか社会」の実現に向けて設置されました。こども家庭庁は、これまで、各省庁でそれぞれに担われてきた役割を一本化し、また、新規の政策課題にも取り組むなど、こども政策に関しての強い司令塔機能を持つ組織となっています。

【母子家庭等及び寡婦自立支援】

ひとり親家庭等の支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条第1項の規定に基づき、平成20年4月に策定された「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成27年4月、令和2年4月改訂）に基づき、母子家庭等に対する子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済支援を柱として総合的な支援施策を推進し、着実に進めるとしています。

【こどもの貧困解消対策】

こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、その後、こども大綱において、こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくることが明記されたことを踏まえ、法律の名称に貧困の解消を入れることとし、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が令和6年9月に施行され、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として推進することとされました。

【こども・若者支援】

平成22年4月に子ども・若者育成支援を総合的に推進することを目的に「子ども・若者育成推進法」が施行され、その後もこども・若者を取り巻く状況は変化し、生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化等、深刻さを増す中で、第3次「子供・若者育成支援大綱」が令和3年4月に策定され、「全ての子供・若者の健やかな育成」、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」、「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」、「子供・若者の成長のための社会環境の整備」、「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」を5本柱として取組を推進することとしています。

【SDGs (持続可能な開発目標)の推進】

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において国際社会全体の開発目標として、2016年から2030年までの15年間で達成するために掲げた目標で、17の目標があり、人権、社会、経済、地球環境等、様々な分野の課題が分類されています。

SDGsは「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、「経済」「社会」「環境」をめぐる広範な課題に統合的に取り組んでいくためには地方自治体の取り組みが不可欠であることから、本計画における基本理念及び基本目標を推進し、各種施策を実施していくことで、SDGsの目標へとつながっていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【子ども・子育てに関する近年の動向と野田市の取組】

年度	法令、制度等	市
平成 11 年	少子化対策推進基本方針	エンゼルプラン
平成 13 年	待機児童ゼロ作戦	
平成 15 年	少子化社会対策基本法	
	次世代育成支援対策推進法	
平成 16 年	少子化社会対策大綱(第一次)	
平成 17 年		新エンゼルプラン(前期計画)
平成 20 年	新待機児童ゼロ作戦	
平成 22 年		新エンゼルプラン(後期計画)
平成 24 年	子ども・子育て関連3法	
平成 25 年	待機児童解消加速化プラン	
平成 27 年	少子化社会対策大綱(第三次)	エンゼルプラン(第4期計画)
平成 28 年	ニッポン一億総活躍プラン	
平成 29 年	新しい経済政策パッケージ	
令和元年	幼児教育・保育の無償化	
令和2年		エンゼルプラン(第5期計画)
令和4年	こども基本法	
令和5年	こども大綱	エンゼルプラン(中間見直し)

【ひとり親家庭施策及びこどもの貧困対策推進に関する近年の動向と野田市の取組】

年度	法令、制度等	市
平成 14 年	母子家庭等自立支援大綱	ひとり親家庭支援総合対策プラン
平成 15 年	母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法	
平成 18 年		ひとり親家庭支援総合対策プラン(改訂版)
平成 20 年	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針	
平成 22 年	改正児童扶養手当法(父子家庭を受給対象に拡充)	ひとり親家庭支援総合対策プラン(第2次改訂版)
平成 24 年	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法	
平成 25 年	子どもの貧困対策の推進に関する法律	
平成 26 年	子供の貧困対策に関する大綱	
平成 27 年	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針	
平成 28 年	改正児童扶養手当法(第2子以降の加算額を倍増)	ひとり親家庭支援総合対策プラン(第3次改訂版)
令和元年		ひとり親家庭支援総合対策プラン(第4次改訂版)
令和2年	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針	
令和6年	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(改正)	

【こども・若者に関する近年の動向と野田市の取組】

年度	法令、制度等	市
平成 22 年	子ども・若者育成推進法	
令和3年	子供・若者育成支援推進大綱	

(3) 千葉県の取組

千葉県では、平成17年に「千葉県次世代育成支援行動計画」を策定し、「新たな地域像」による子育て支援を目指して、次世代育成支援のために必要な施策を実施しており、次世代法の延長に合わせ令和6年まで継続して必要な施策に取り組んでいます。

平成27年3月には、同年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に合わせ、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、待機児童の解消に向けた保育所等の整備、ワーク・ライフ・バランスの実現、特に専門性の高い施策の推進を図っています。

令和元年度には、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を見直し、教育・保育の無償化の円滑な実施に向けた市町村との連携や子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な施策の調整について、引き続き対策を講じています。

令和6年度には、「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」、「千葉県子どもの貧困対策推進計画」、「千葉県青少年総合プラン」、「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」を包含した、千葉県こども計画を作成し、こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援をより総合的に推進していきます。

(4) 野田市の取組

①子ども・子育て支援をめぐる取組

野田市は、平成12年3月、「子育ての基本は家族に、子育て支援は地域ぐるみで」を視点を『子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち』を基本理念に「野田市エンゼルプラン」を策定し、以来、プランに基づき、子育て支援に関する施策に取り組んできました。

このプランは、民間活力の導入と多様な子育て支援を主な柱としており、未来の宝であるこどもの健やかな成長を、地域社会全体で育むことが、親や家庭、地域の安定と成長をもたらすという考えのもと、児童に関する政策の各分野を総合的に網羅し、こどもの健全育成と子育て支援に関する施策の基本指針として策定しており、プランに基づき就労と子育ての両立支援、家庭養育力の向上や、こどもが安全に安心して暮らせるための環境の整備等を積極的に進めてきたところです。

平成27年3月には、子ども・子育て支援法で策定が義務付けられている「市町村支援事業計画」を包含する形で、5年間の「野田市エンゼルプラン（第4期計画）」として見直し、教育・保育と子育て支援の量の見込みや確保内容を示すとともに、待機児童対策、児童虐待防止対策、ひとり親家庭の支援等を引き続き重点施策として取り組んできました。

さらに、令和2年3月には「野田市エンゼルプラン(第5期計画)」として策定するとともに、令和4年3月には、教育・保育の無償化の影響もあり、本プランにおける「量の見込み」及び「確保の内容」が実績と乖離している部分があることから、プランの見直しを行い、既存事業の整理、拡充し、こどもと子育て世帯へのさらなる支援を進めてきました。

②児童虐待防止への取組

児童虐待への野田市の取組は早く、平成12年の児童虐待防止法の施行後まもなく、「野田市児童虐待防止対策連絡協議会」を立ち上げ、関係機関との連携により虐待の未然防止及び早期発見に対応する体制を構築し、さらに平成14年には、児童虐待防止に子育て支援との連携の二本の柱を掲げ「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」（平成23年度に一部見直し）を策定し、国の施策に先駆けた形で進めました。平成18年5月には、児童福祉法の改正を受け、連絡協議会を代表者会議、実務者会議、個別支援会議による三層構造の「野田市要保護児童対策地域協議会」に移行しました。また、平成28年6月の児童福祉法の改正を受け、令和元年10月には、児童虐待防止対策の強化として、「子ども家庭総合支援拠点」の機能を持つ子ども家庭総合支援課を設置しました。

令和4年3月には、児童虐待とドメスティック・バイオレンスは密接に関係することから、児童虐待とドメスティック・バイオレンスを一本化した「野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を新たに策定し、さらに、令和6年1月には、依然として児童虐待が後を絶たず、全国的にもその件数が増加しており、大きな社会問題にもなっていることから、児童、高齢者及び障がい者ごとに、実務の具体的なルールを規定した「野田市虐待防止条例」を施行し、虐待防止対策への取り組みを強化しております。

③ひとり親家庭等支援への取組

ひとり親家庭等の支援については、国の「母子家庭等自立支援対策大綱」と同時期の平成14年11月、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定するなど、野田市は早くから取り組み、平成18年3月には、プランを「母子及び寡婦福祉法に基づく自立促進計画」として改訂し、厳しい生活状態にあるひとり親家庭の自立支援を目的に、父子家庭等支援手当制度等野田市独自の施策を進めてきたところです。

その後、改訂を重ね、ひとり親家庭等個々の状況に応じた母子・父子自立支援プログラムの策定や、市の無料職業相談所と連携したひとり親家庭等向け求人情報の開拓、収入を増やすための転職や資格取得を希望するひとり親が多いことやこどもの最終進学目標を大学以上としていること等から、ひとり親家庭等とそのこどもの将来の自立に向けた支援に取り組んできました。

また、令和5年度には、養育費の公正証書等作成支援や弁護士による法律相談を年3回から4回に増やし、養育費取得のための支援策を強化しています。

④こどもの貧困対策に係る取組

野田市のこどもの貧困対策としては、特に厳しい生活環境に置かれているひとり親家庭を支援するため、子育て支援、就労支援、居住支援、経済的支援、養育費確保支援等、自立に向けた支援策を総合的・計画的に推進してきました。

また、平成28年度までは、経済的な理由により学校以外に学習の機会の少ない家庭等の中学校1年生から3年生までを対象とする「ステップアップセミナー」として実施していたものを、平成29年度から市内の公立中学生のうち希望する全生徒を対象に、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高

めるための学習支援の場として「子ども未来教室」を実施しました。平成 30 年度からは、中学生に加え、授業への理解の差が目立ってくる市内公立小学校 3 年生も対象として学習支援を行っています。

これまで、こどもの貧困の実態把握は難しく、的確に把握するための調査には多くの課題があったことに加え、こどもの貧困対策計画の策定が努力義務であったことから、国の動きを注視し、市として計画を策定する段階にはないと判断していましたが、こども基本法において、子育て関係計画を包含し一体的に策定できるとされたこと、また、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難をこどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、本計画に包含し策定します。

⑤若者に対する支援の取組

近年、少子高齢化の急速な進行等、若者を取り巻く環境は大きく変化し、青少年に関する問題も多様化、複雑化しています。こうした中で野田市ではこども・若者が自らの居場所を得て、成長し、社会全体で支える社会づくりに取り組むため、就労支援、雇用と経済的基盤の安定、結婚支援等、青年期で起こりうる問題に対して幅広い施策を実施しています。

2 健康スポーツ文化都市宣言

(1) 健康スポーツ文化都市について

野田市が目指す「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現には、市民の皆様が「健康」であることが前提です。「健康」は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。

また、昨今の社会情勢や生活環境の変化に伴い、これから必要となるものが人間力、言い換えれば、社会を力強く生きていくための総合的な力を身につけていく必要があります。

そこで、日々の生活を健康に過ごし、こどもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人間力の向上を図り、これを人づくり、まちづくりにつなげていこうと、令和5年4月1日に「健康スポーツ文化都市」を宣言しました。

(2) 本計画における取組について

本計画における基本理念及び基本目標を推進し、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、児童福祉施策を推進していきます。



健康スポーツ文化都市

Well-being Sports Culture City

健康スポーツ文化都市宣言

令和5年4月1日 野田市

健康は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。生涯にわたり豊かに生き生きと健やかな生活を送るため、心身ともに健康を維持します。さらに、先人が培ってきた歴史や文化、豊かな自然に誇りを持ち、障がいのある人もない人も、子どもから大人まで、すべての人々がスポーツや文化活動を通じて、人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育み、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、ここに『健康スポーツ文化都市』を宣言します。

- 1 健康への関心を持ち、スポーツに親しみ、豊かな心とからだをつくります。
- 1 郷土の歴史や伝統を学び、恵まれた文化や豊かな自然に誇りを持ち、次世代に繋いでいきます。
- 1 健康を維持し、スポーツや文化活動を通じて、人間力の向上を図り、人づくり、まちづくりに繋げ、明るく生き生きとした地域の輪を広げます。

3 計画策定の趣旨・位置付け

(1) 本計画策定の趣旨

子育て支援とこどもの健全育成に関する施策を包括した具体的な計画である「野田市エンゼルプラン」について、令和6年度が計画の最終年度となることから、令和7年度から11年度を計画期間とする、こども基本法に基づく「野田市こども計画」を5年間の新たな計画として策定するものです。

(2) 本計画の位置付け

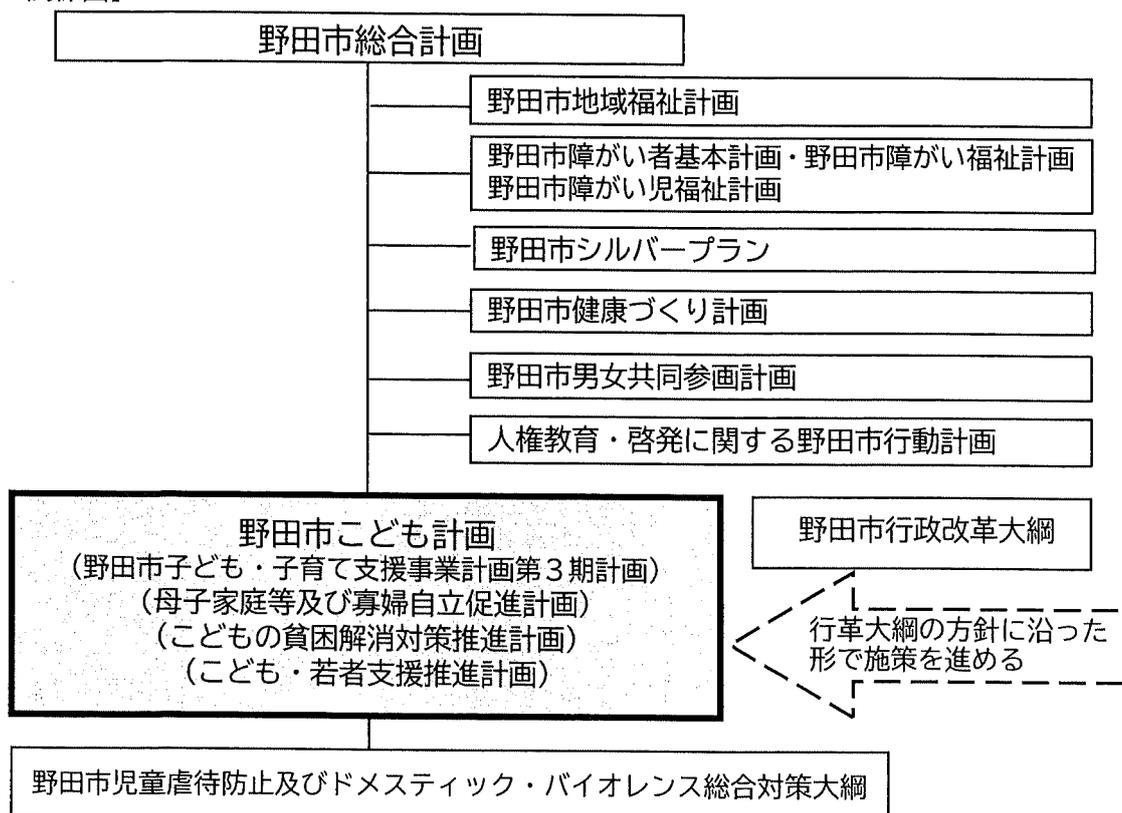
野田市こども計画は、こども基本法において、こども・若者施策に関する事項を定めるものと一体として策定できるとされているため、これまで別立てで策定してきた「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(母子家庭等及び寡婦自立促進計画)」についても、本計画に組み入れることとし、子ども・子育て支援事業計画(第3期計画)、こどもの貧困解消対策推進計画、子ども・若者支援推進計画の子育て関連計画を包含する計画として位置付けます。

また、「野田市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の計画との整合を図るものとし、施策の推進にあたっては「野田市行政改革大綱」の方針に沿って進めてまいります。

【個別計画を別立てとする重点施策について】

本計画は、児童虐待防止対策を重点施策として位置付けるとともに、「野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を別立てで策定し、更なる虐待防止に努めてまいります。

【各計画の関係図】



4 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
 なお、計画期間の中間年度である令和9年度に見直しを行います。

H12～16年度	17～21年度	22～26年度	27年度	28～31年度	R2～6年度	R7～11年度
エンゼルプラン全体の計画期間				延長期間		こども計画期間
①エンゼルプラン 初期計画期間	②新エンゼルプラン 前期計画期間	③新エンゼルプラン 後期計画期間	④エンゼルプラン 4期計画期間	⑤エンゼルプラン 4期計画期間	⑥こども計画 1期計画期間	
次世代育成支援対策推進法			子ども・子育て支援法			
前期行動計画		後期行動計画	第1期計画	第2期計画	第3期計画	
						母子家庭等及び寡婦自立促進計画
						こどもの貧困解消対策推進計画
						こども・若者支援推進計画

5 計画の対象

こども大綱が目指す、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会という考え方の下で、これから生まれてくるこどもや、今を生きているこどもとともに、結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据え支援するため、計画の対象を施策によって0歳から39歳までとし、行政、地域、企業等、こども・若者と子育てに関係するすべての関係者を含みます。

6 計画の推進体制

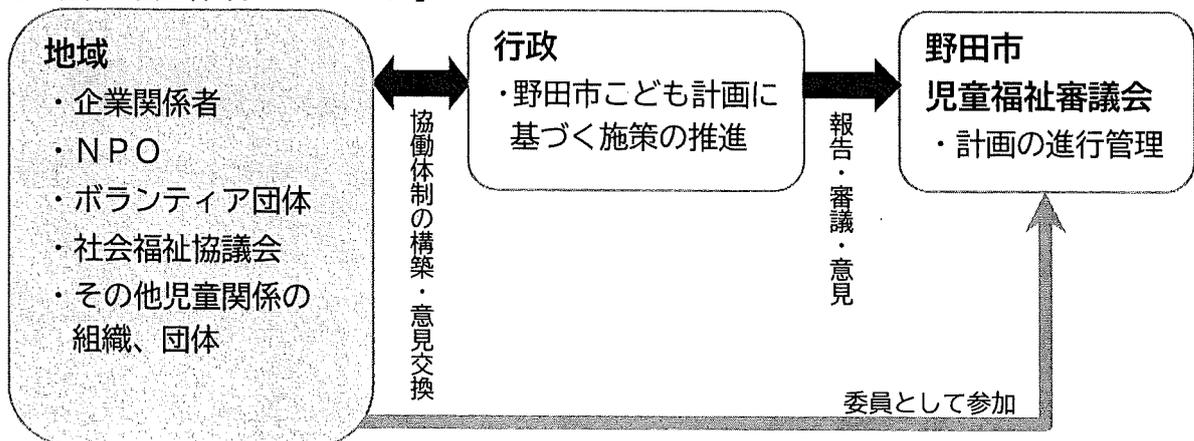
(1) 関係者の連携・協働（野田市児童福祉審議会における進行管理）

こども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体の連携を確保することが重要であり、児童福祉審議会では、子ども・子育て支援法に基づく施策の推進に関し、必要な事項や実施状況を調査審議する役割を担っていることから、引き続き計画全体の進行管理にあたります。

(2) 地域における連携・協働体制の構築

子育て支援を行うNPOやボランティア団体、社会福祉協議会等の地域における活動は、子育てをする家庭が発する生の声が集まる拠点でもあることから、計画を推進するに当たり、これら地域の組織・団体等と随時連携を図ることとします。

【計画の推進体制のイメージ】



(3) 計画の評価について

計画の進捗状況を点検・評価するため、計画レベル・施策レベル・個別事業レベルにおける、認知度・利用度・達成度についての段階的な評価を行います。

その際、統計データ等を可能な限り収集するとともに、利用者の視点に立った評価を行うため、定期的に意向調査を実施し、事業者及び利用者からの声を集めることとします。

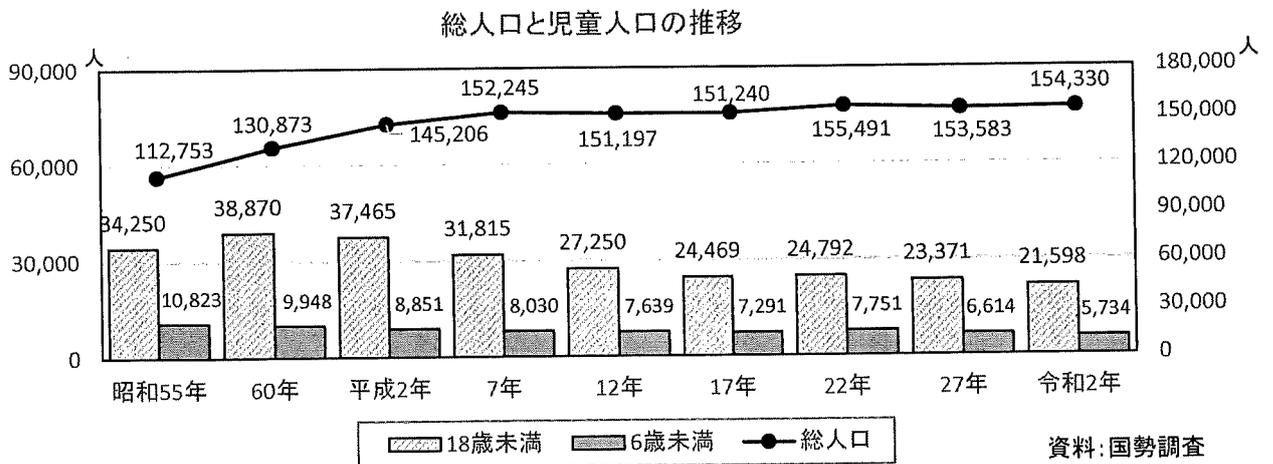
また、毎年度の事業の進行管理に当たっては、PDCAサイクル【Plan(計画)―Do(実施・実行)―Check(検証・評価)―Action(改善)】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努め、施策の総合的な評価についても取りまとめ、児童福祉審議会への報告を行うこととします。

第2章 こども・若者及び子育て家庭をめぐる現状

1 人口の動向

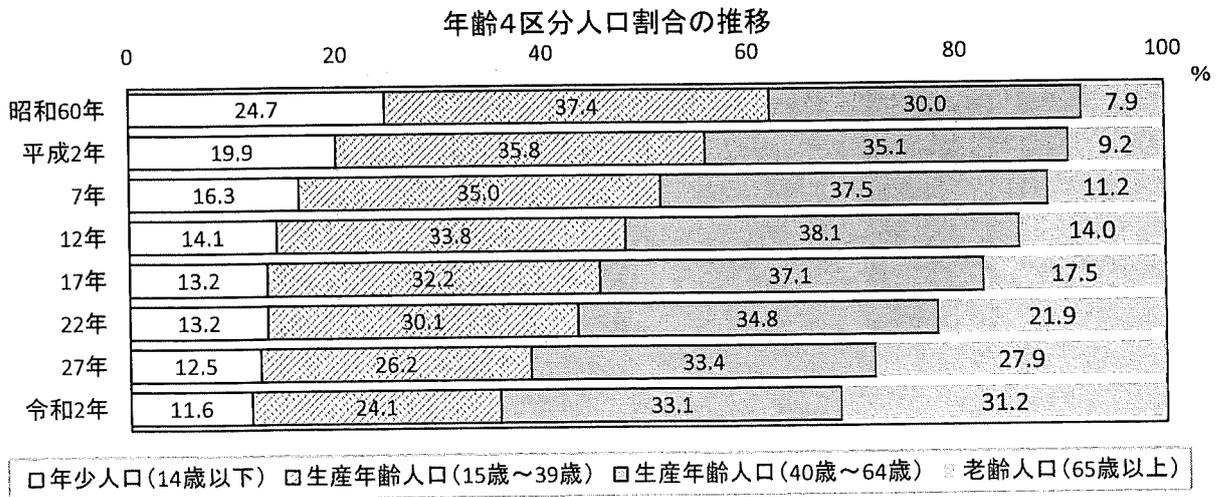
(1) 総人口と児童人口の推移

野田市の総人口をみると、平成12年以降においては宅地開発等の影響により一時的な増加がみられましたが、平成22年をピークに減少し令和2年に若干増加に転じました。児童人口をみると、18歳未満人口では昭和60年の38,000人台をピークに減少し、平成22年に若干増加に転じましたが、その後減少し令和2年には、ピーク時の約5割まで減少しています。また6歳未満人口も、昭和55年の10,000人台をピークに減少し、平成22年に若干増加に転じましたが、その後減少し、令和2年には、ピーク時の約5割まで減少しています。



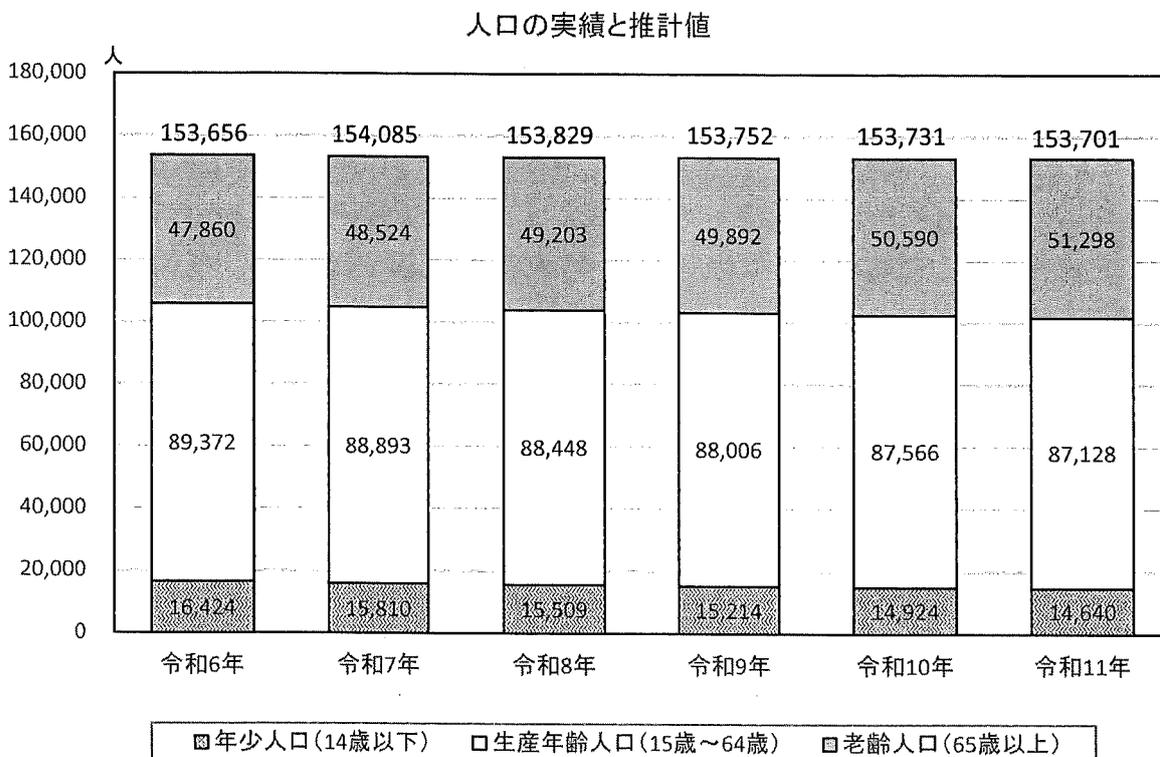
(2) 年齢4区分別人口割合の推移

年齢4区分別の人口割合をみると、14歳以下の年少人口及び15歳以上39歳以下の若年人口の割合が減少する一方、65歳以上の高齢人口の割合が増加し、少子高齢化の進行が明確に表れています。



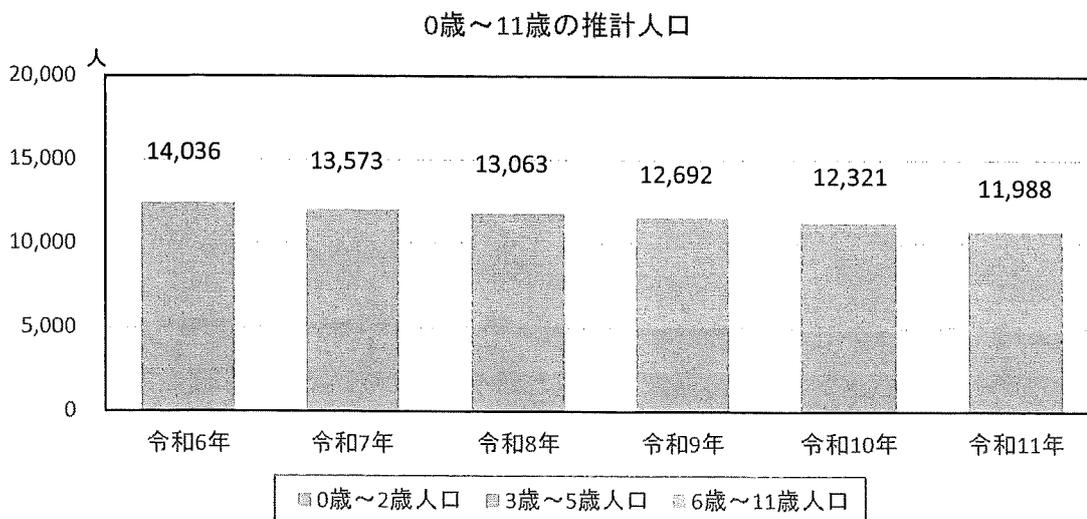
(3) 将来人口の推計

事業計画の計画期間である令和7年から令和11年までの5年間の推計人口をみると、総人口が減少する中で、65歳以上の高齢人口が増加する一方、14歳以下の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口が徐々に減少すると推計されます。



資料：令和元年から令和5年までの住民基本台帳を元に総合計画の人口推計に基づき推計

0歳から11歳までの年齢区分別推計人口をみると、0歳～2歳、3歳～5歳、6歳～11歳の全ての年代において、令和6年から減少傾向が続くと推計されます。

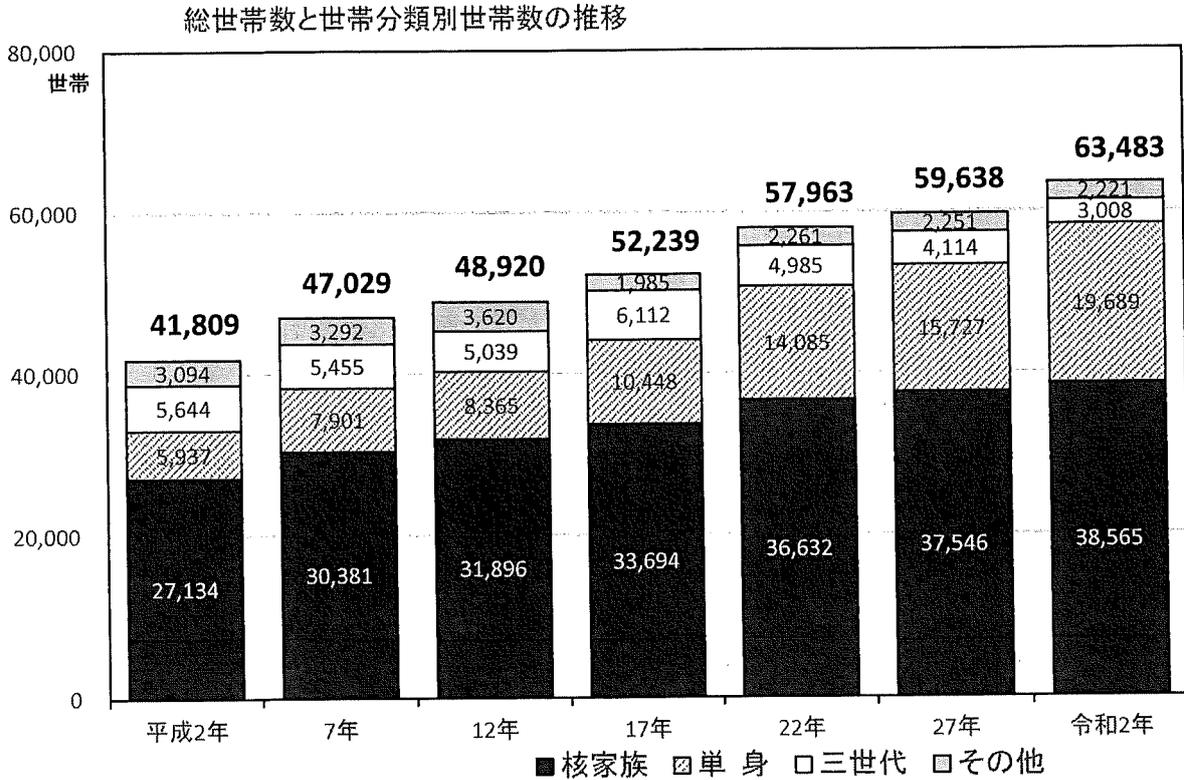


資料：平成27年から令和元年までの住民基本台帳を元に総合計画の人口推計に基づき推計

2 家族構成の動向

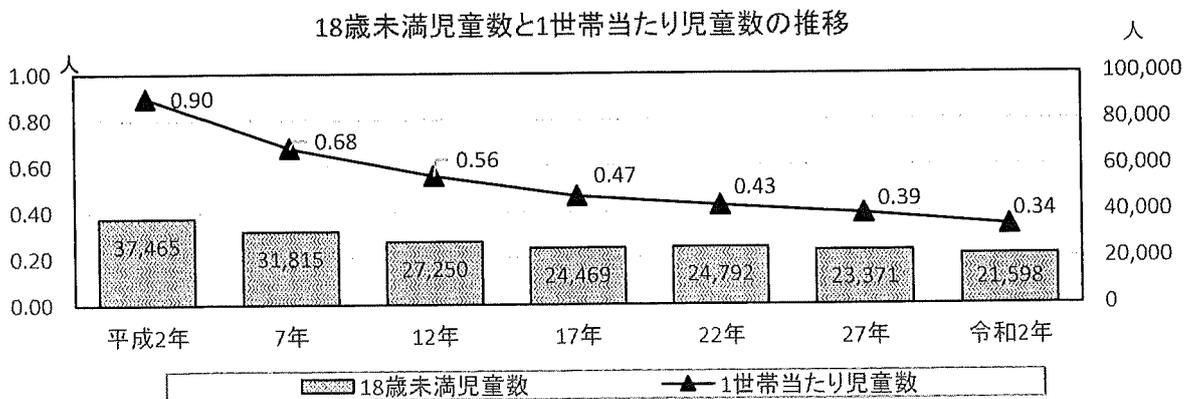
(1) 総世帯数と世帯分類別世帯数の推移

野田市の総世帯数をみると令和2年まで増加していますが、内訳は「核家族」世帯と「単身」世帯が増え、「三世代」世帯は減少しています。



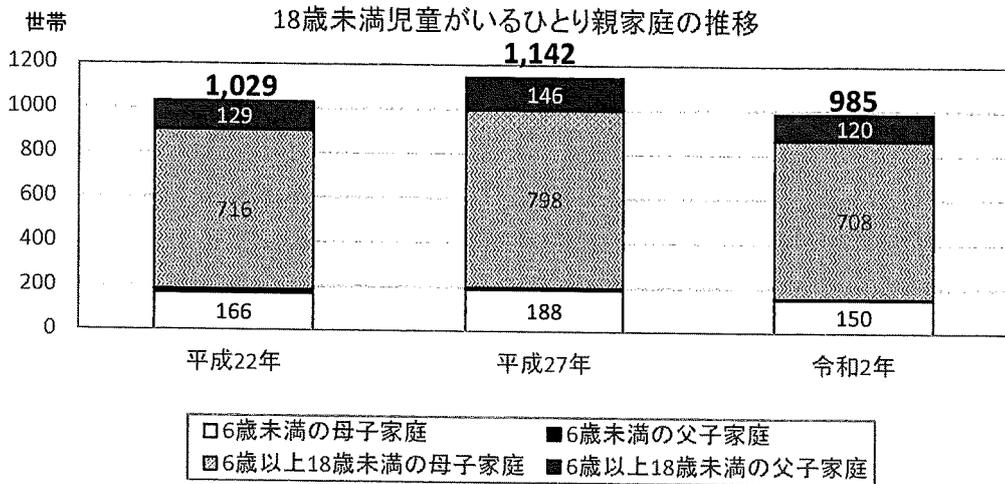
(2) 児童数の推移

1世帯当たりの児童数は、平成2年から令和2年にかけて約6割も減少しており、この傾向については、単身世帯と核家族の増加も要因と考えられます。また、野田市の18歳未満児童数は、大きく減少しており、平成2年の37,000人台から、令和2年は21,000人台と約4割の減少がみられます。



(3) 18歳未満児童がいるひとり親家庭の推移

野田市の18歳未満児童のいるひとり親家庭をみると、平成22年から平成27年までは、増加していましたが、令和2年にかけて児童数が減少しています。

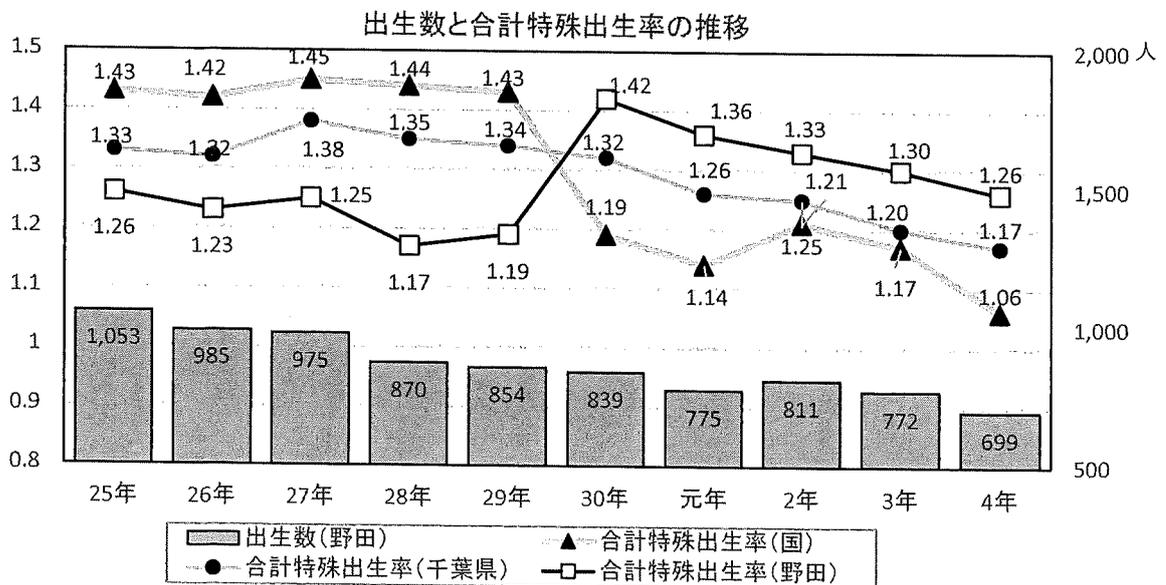


資料：国勢調査

(4) 出生の推移

野田市の出生数をみると、平成25年から令和元年にかけて、約4割減少し、令和2年に若干増加したものの、その後、減少に転じています。

また、合計特殊出生率※は、平成27年まで1.2台で推移していましたが、平成28年以降は1.1台後半での推移したのち平成30年に1.4台となりましたが、その後減少傾向となりました。

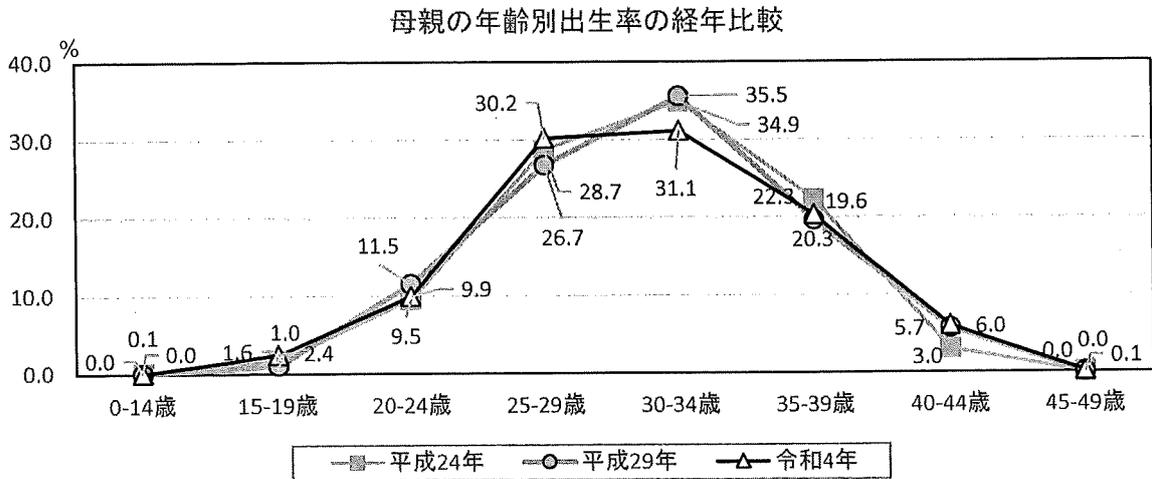


資料：県及び市は千葉県衛生統計／国は人口動態統計

※合計特殊出生率とは、その年次の15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むと仮定したときの子ども数に相当する指標です。

(5) 母親の年齢別出生率の比較

野田市における母親の年齢別出生率をみると、20歳代後半の出生率が増加したものの、30歳代前半の出生率が減少しております。

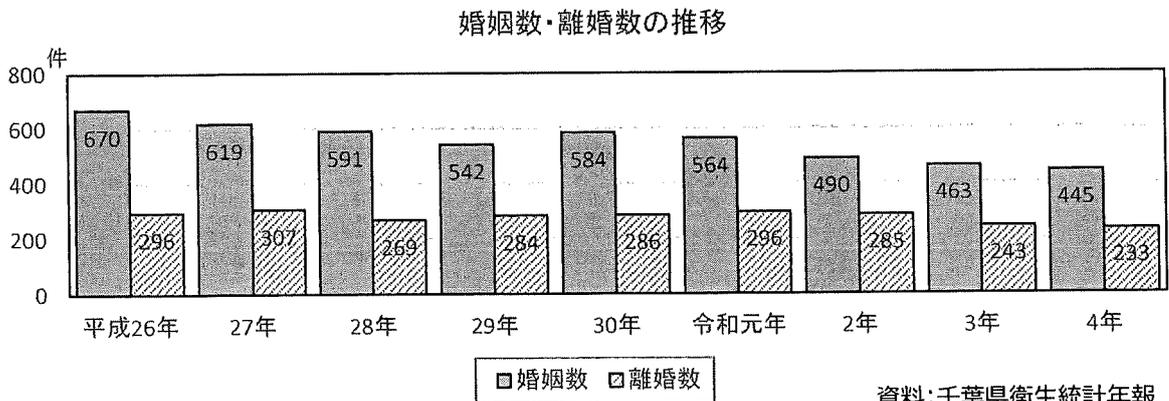


資料：千葉県衛生統計年報

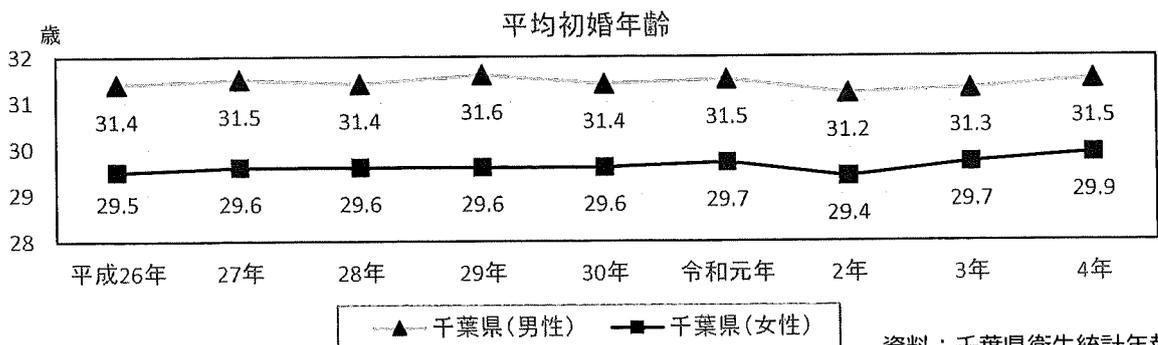
(6) 婚姻数・離婚数の推移

野田市の婚姻数をみると、平成27年までは600件台で推移していましたが、平成28年以降は500件台、令和2年以降は400件台となり、減少傾向がみられます。

また離婚数は、300件前後の横ばい状態で推移していましたが、令和3年以降200件前半となり、減少傾向にあります。一方、県内の平均初婚年齢をみると年々遅くなる傾向にあり、晩婚化の傾向がみられます。



資料：千葉県衛生統計年報



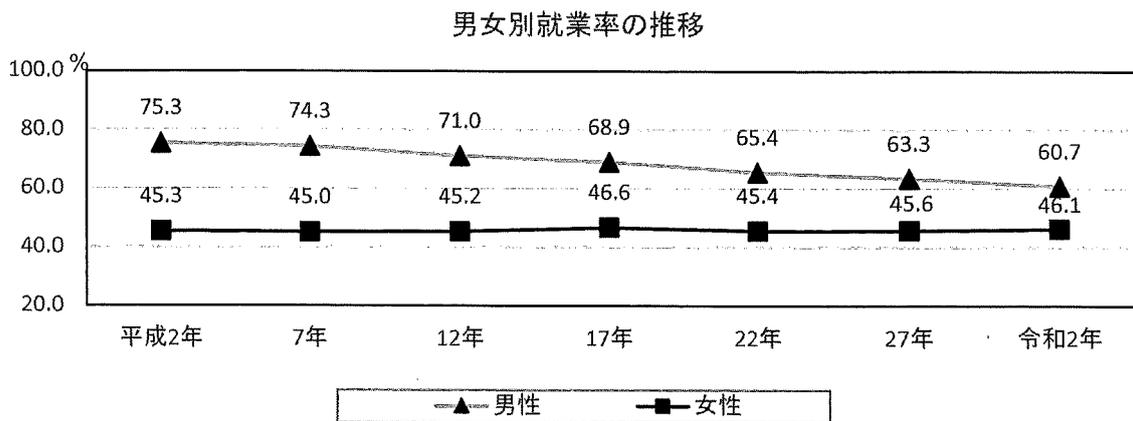
資料：千葉県衛生統計年報

3 就労の動向

(1) 男女別就業率の推移

野田市における男性の就業率*をみると、平成2年以降減少し続けている一方、女性の就業率は、45%前後の横ばい状態で推移しています。

就業率の算出に当たっては、高齢者(65歳以上)も対象となっているため、男性については高齢化の進行とともに就業率が下降していることが考えられます。女性については、家事専業者が統計の対象から外れていることから、高齢化の影響が出にくくなっていることが原因と考えられます。



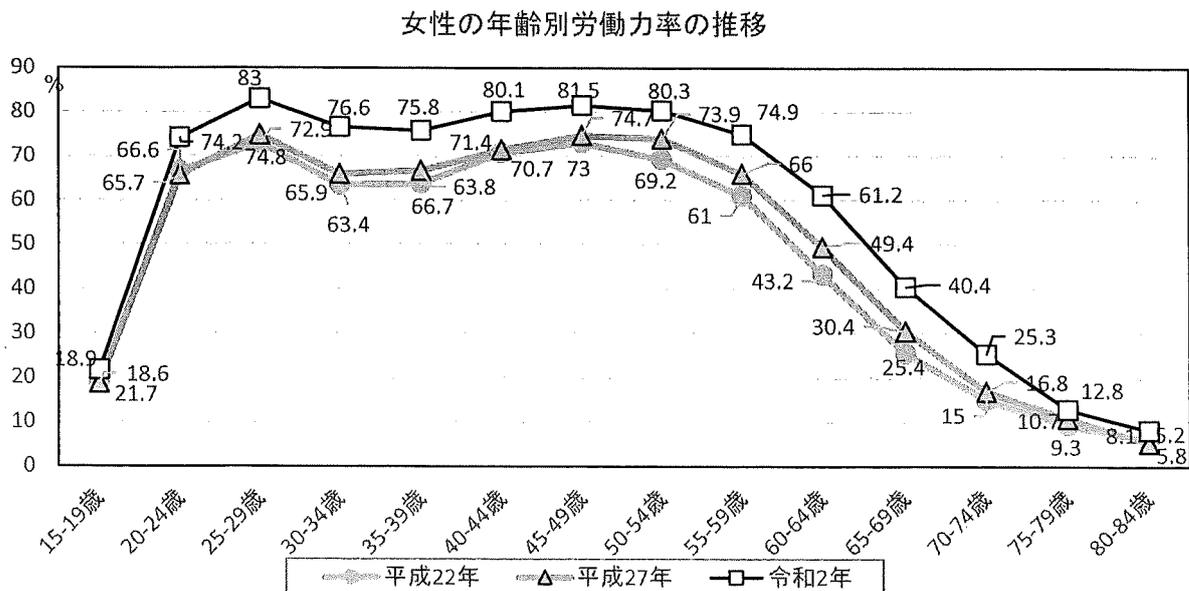
*就業率とは、15歳以上人口に占める就業者人口の割合（完全失業者を含まない）です。

資料：国勢調査

(2) 女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率*をみると、令和2年は平成22年と比較し、25歳から74歳までの全ての年代において増加しています。

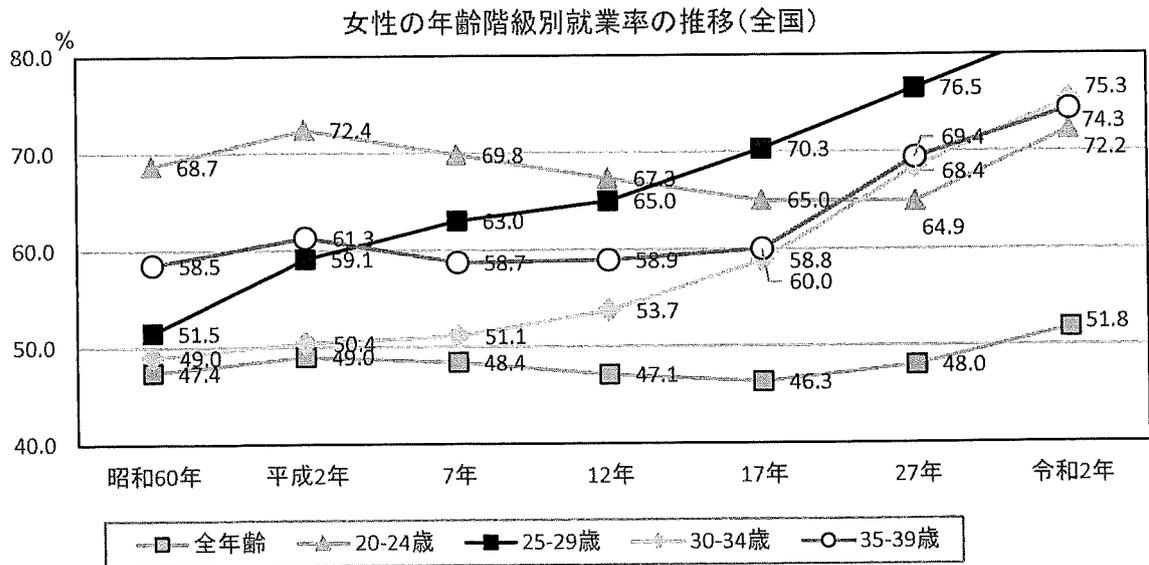
この背景としては、子育てをしながら働く女性の増加等が考えられます。



*労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合で、学生や専業主婦は含まれていません。

資料：国勢調査

女性の年齢階級別就業率(全国)をみると、下記のように、特に25歳から34歳の増加が顕著となっており、近年35歳から39歳も再び増加傾向にあります。

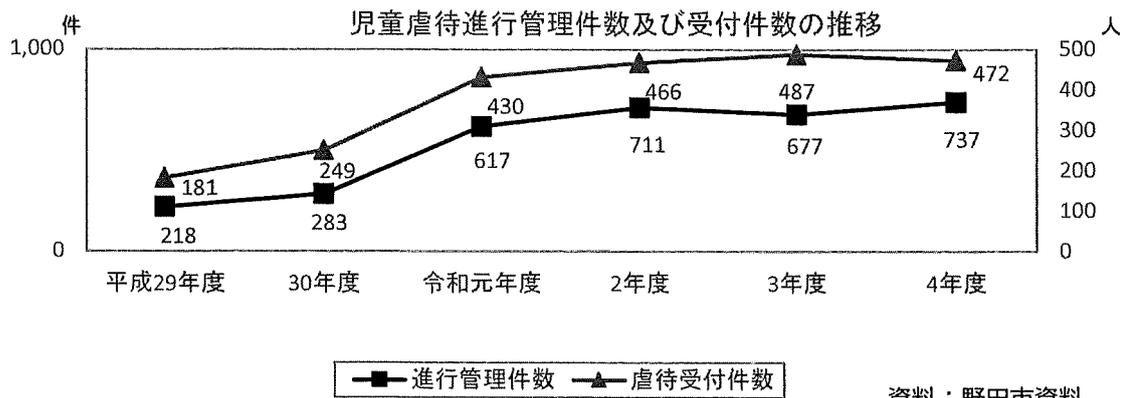


資料：総務省「労働力調査」

4 こどもを取り巻く環境の動向

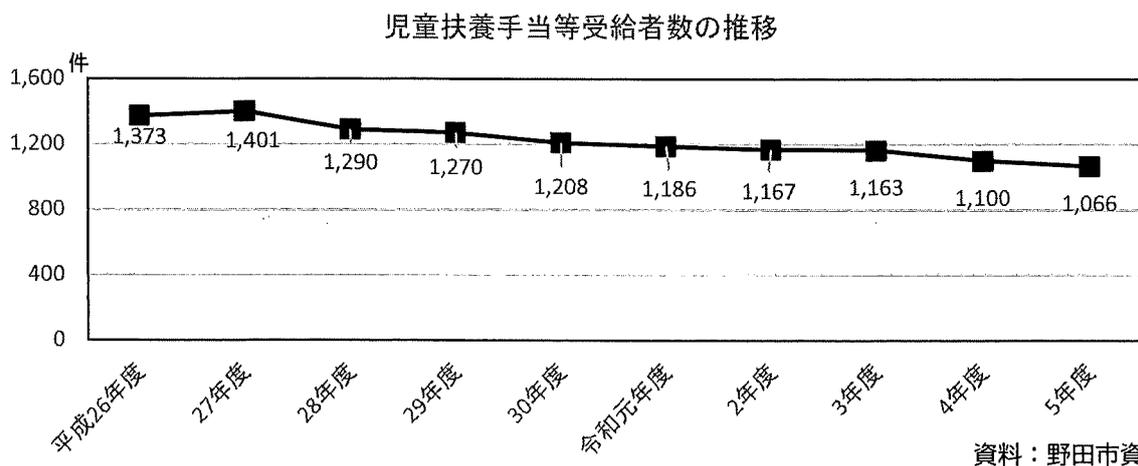
(1) 児童虐待相談件数

児童虐待相談件数は、全国的に増加の一途をたどっています。特に野田市においては、平成31年1月に起きた、あってはならない痛ましい児童虐待事件が発生して以降、大きく増加しており、事件発生以前の平成30年度に249件だった受付件数が、事件直後の令和元年度には430件となり、181件の増となりました。以降、400件台で推移しています。また、進行管理件数においても、平成30年度の283件から令和元年度には617件で2倍以上の増加率となっており、令和元年度以降は、600件から700件で高止まっている状況です。受付件数と進行管理件数が増加した主な要因として、関係機関の児童虐待防止に対する意識の高まりにより通告が増加したと考えられます。



(2) 児童扶養手当受給者数

ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の受給者数をみると、父子家庭が支給対象となった平成22年度以降1,300人台で推移し、平成27年度をピークに近年減少傾向にあります。



※父子家庭への支給は平成18年度から平成22年7月まで野田市単独の父子家庭等支援助手当で実施し、平成22年8月からは児童扶養手当の対象となりました。

第3章 子育て支援の環境

1 子育てに関する意向調査の結果

【調査概要】

■調査対象者：「就学前児童」「小学生」「中学生」をお持ちの世帯・保護者
「中学2年生」「小学5年生」「15歳から39歳までの男女」本人

- 調査期間：1 子ども・子育て支援に関する調査
令和6年3月21日から令和6年4月15日まで
- 2 ひとり親家庭等の支援に関する意識調査
令和5年8月1日から令和5年8月31日まで
- 3 こどもの生活実態調査
令和6年3月11日から令和6年4月8日まで
- 4 こども・若者の意識と生活に関する調査
令和6年3月5日から令和6年4月12日まで

■調査方法：1、2 インターネット調査
3、4 郵送調査

調査票		調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
子ども・子育て支援に関する調査	就学前児童調査	1,500	449	29.9%
	小学生保護者	500	169	33.8%
ひとり親家庭等の支援に関する意識調査結果	母子家庭	1,290	569	44.1%
	父子家庭	94	21	22.3%
	寡婦	78	37	47.4%
こどもの生活実態調査	小学5年生・ 中学2年生本人	2,500	663	26.5%
	小学5年生・ 中学2年生保護者	2,500	103	4.1%
こども・若者の意識と生活に関する調査	15～39歳までの 市内に住む男女	500	245	49.0%
合計		8,962	2,256	25.2%

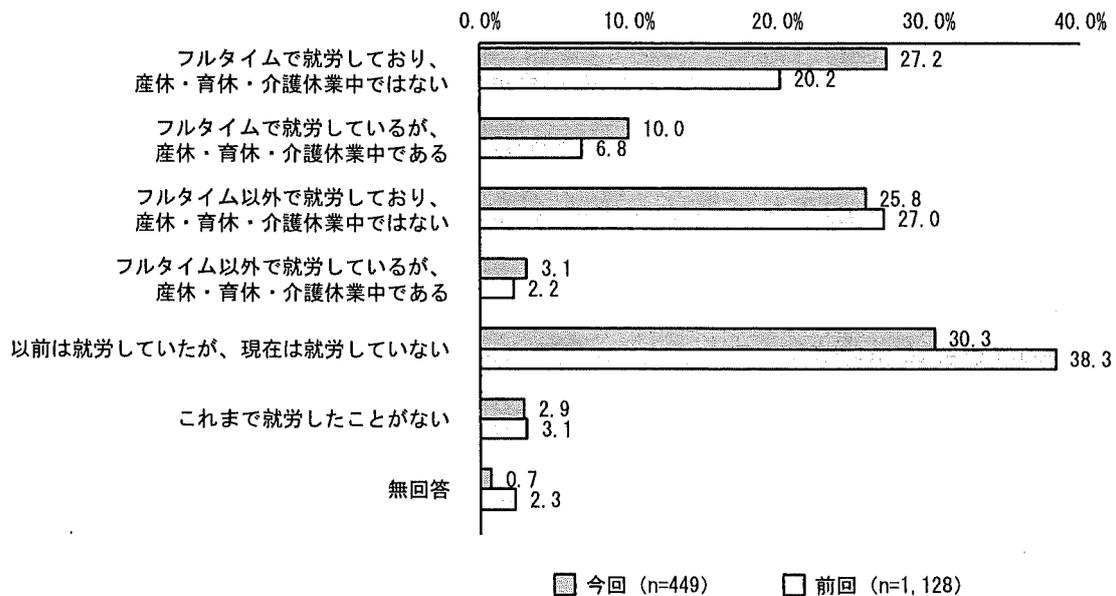
(注釈) 以下の調査結果について、nは回答者総数（または該当質問での該当者数）のことで、

また前回調査の実施時期は、平成31年2月です。

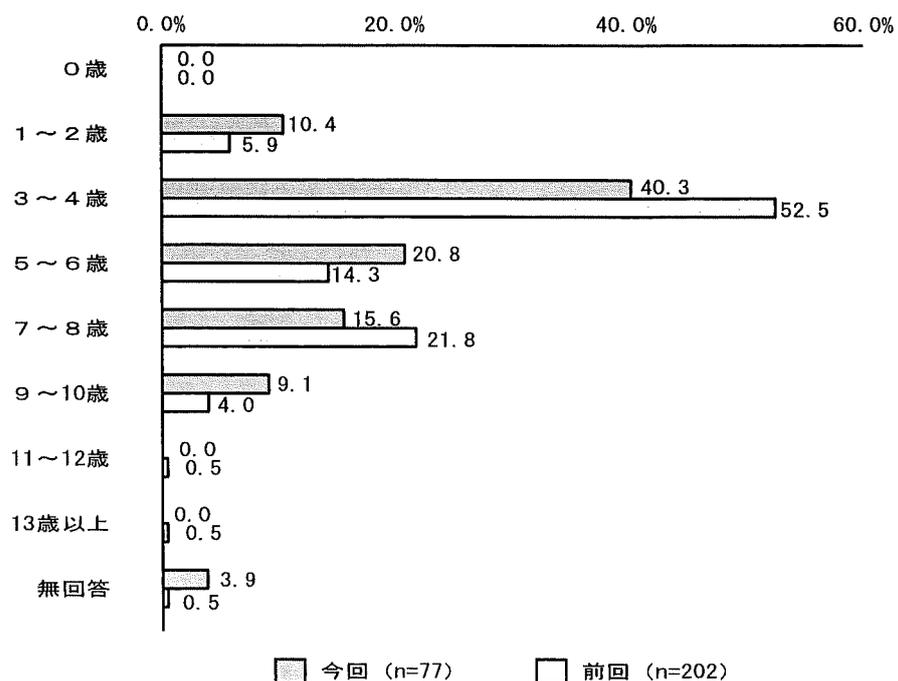
1. 子ども・子育て支援に関する調査

(1) 就学前児童の保護者(母親)の就労状況

就学前児童をもつ母親の就労状況は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.2%、「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が25.8%となっています。「以前は就労していたが、現在は就労していない」が30.3%となっており、前回調査と比較すると、8.0ポイント減少しています。また、現在産休・育休・介護休業中を含むフルタイムで就労している保護者は10.2ポイント増加しました。



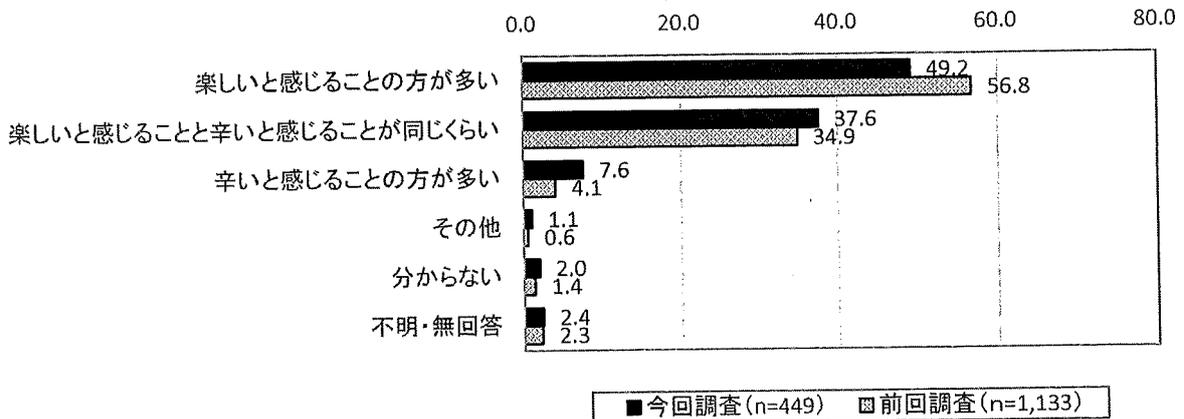
一番下のこどもが何歳になれば就労したいかについては、「3～4歳」が40.3%で最も多く、次いで「5～6歳」が20.8%、「7～8歳」が15.6%となっています。前回調査と比較すると、「5～6歳」が6.5ポイント増加し、「3～4歳」が12.2ポイント減少しています。



(2) 子育てに関する実感

就学前 児童をもつ保護者の「子育ての実感」をみると、今回の調査では「楽しいと感じることの方が多い」が 49.2%で最も多く、前回調査からは 7.6 ポイント減少しています。また、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と「つらいと感じることの方が多い」を合わせると、45.2%となり、前回調査から 6.2 ポイント増加し、子育てが心理的な負担感となっています。

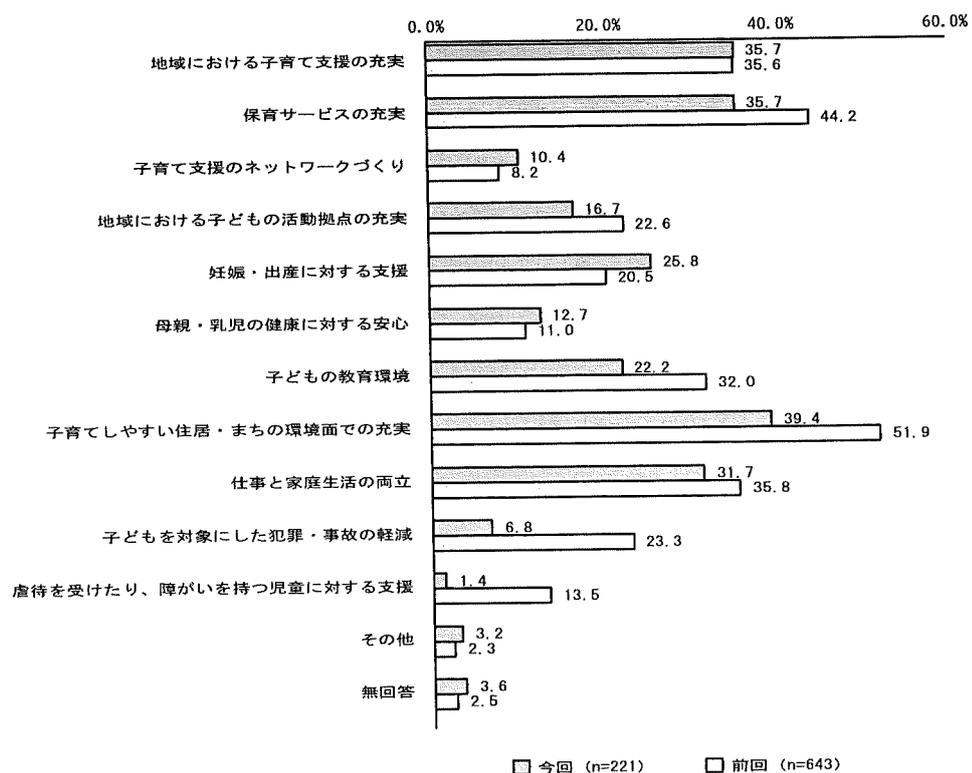
就学前児童・保護者の子育ての実感(単数回答)



(3) 子育てについて有効な支援策と思われること

子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じているかについては、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が 39.4%で最も多く、次いで「地域における子育て支援の充実」「保育サービスの充実」が 35.7%、「仕事と家庭生活の両立」が 31.7%となっています。前回調査と比較すると、「妊娠・出産に対する支援」が 5.3 ポイント、「子育て支援のネットワークづくり」が 2.2 ポイント、「母親・乳児の健康に対する安心」が 1.7 ポイント、「地域における子育て支援の充実」が 0.1 ポイント増加しています。

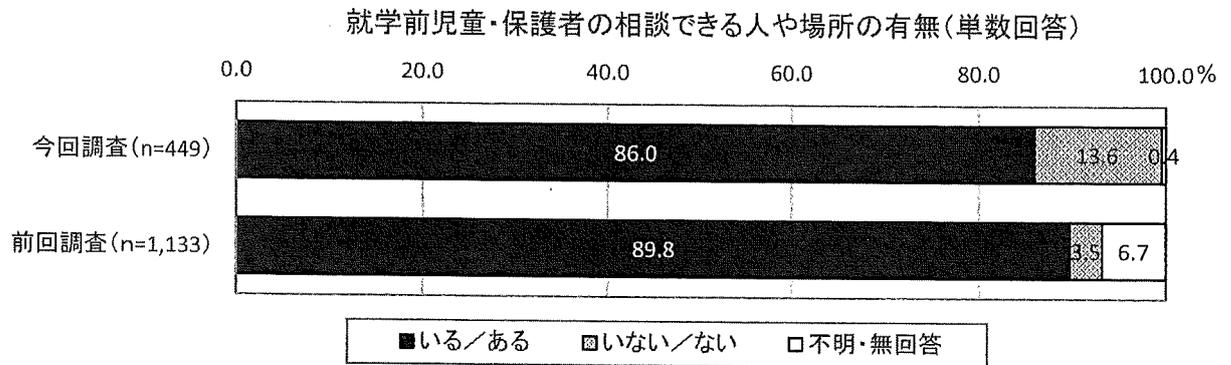
就学前児童・保護者の子育てをする中で、有効な支援策と思われること



(4) 相談できる人の有無と相談相手

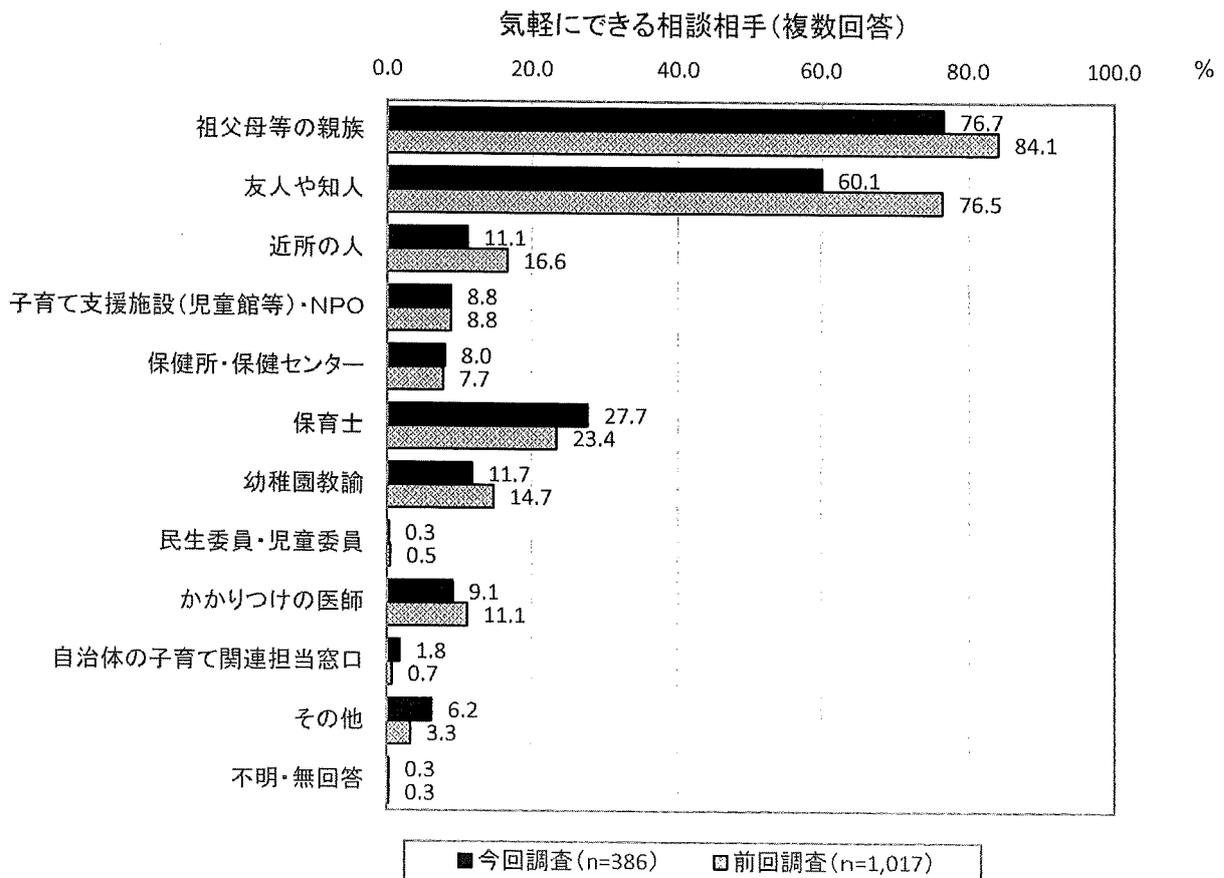
子育てをする上での相談相手(場所)の有無については、「いる／ある」が86.0%で、「いない／ない」の13.6%を上回っています。

前回調査と比較すると、「いない/ない」が10.1%増加しています。



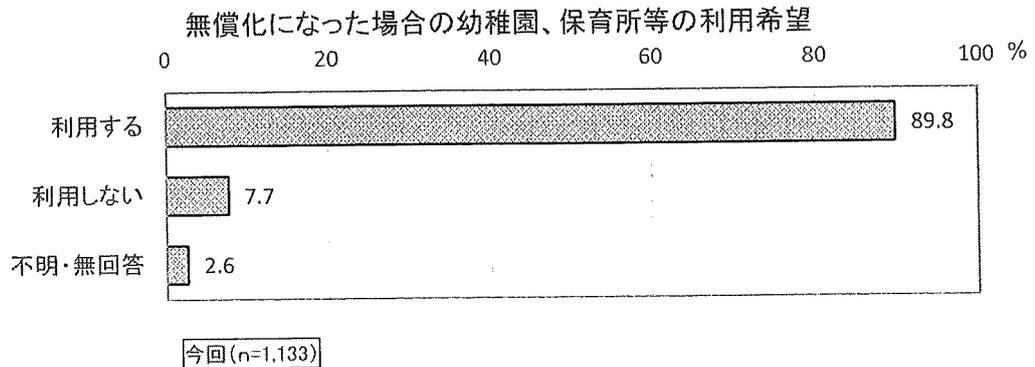
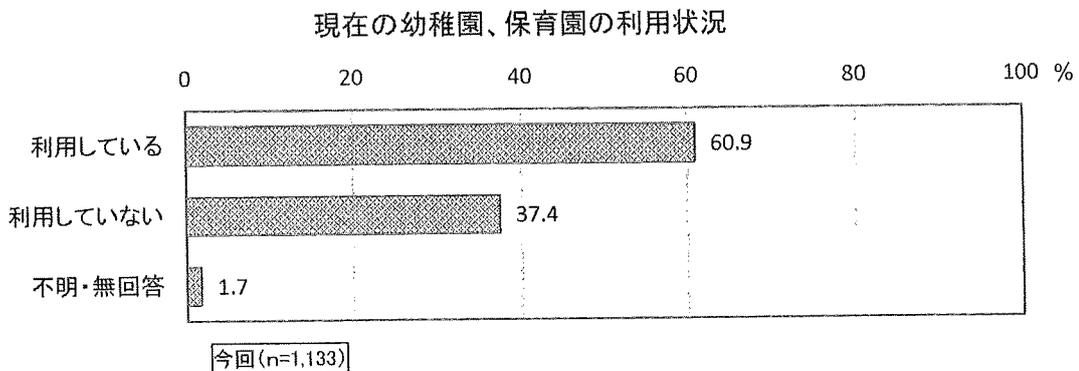
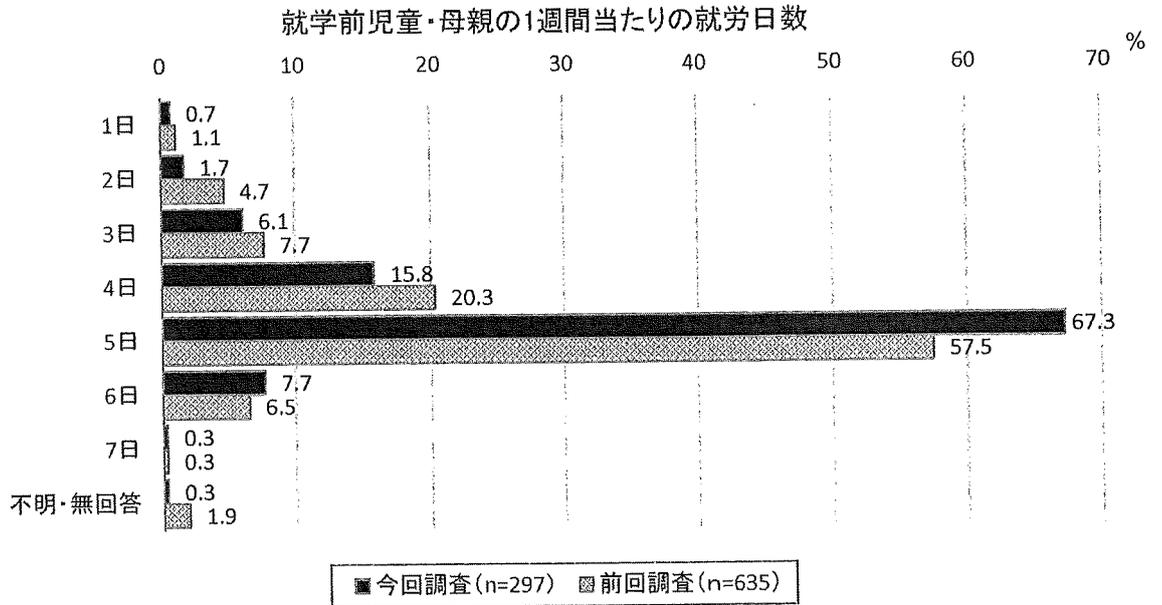
子育てをする上での相談相手については、「祖父母等の親族」が76.7%で最も多く、次いで「友人や知人」が60.1%、「保育士」が27.7%となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。



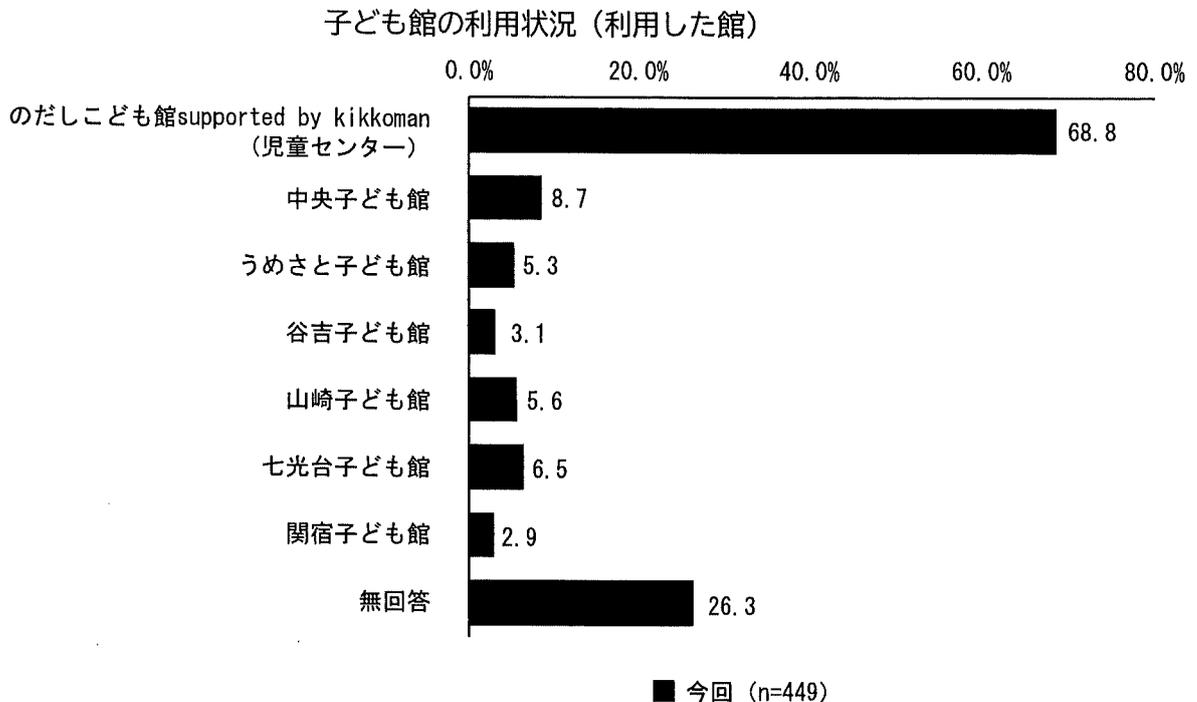
(5) 保育所等の費用無償化に伴う就労状況の変化について

母親の就労意欲の高まりが見られ、現在働いている母親では、週5日、6日間の就労が前回から増えています。また、現在、幼稚園や保育所等を利用している割合は60.9%ですが、無償化になった場合の利用希望は89.8%と高い割合になっています。

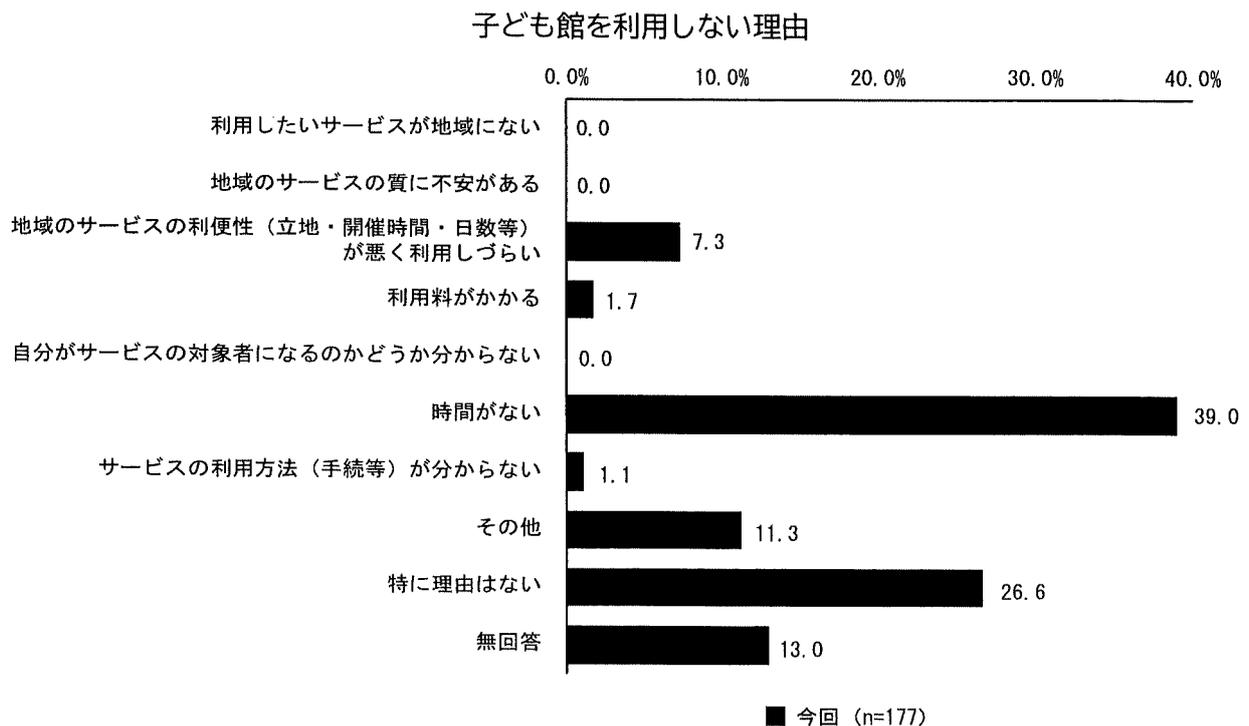


(6) 新たな子ども館の利用希望について

前回の調査において、子ども館の今後の利用希望は、56.3%（利用状況は、53.6%）で、新たな子ども館ができた場合の利用希望については、「利用する」が62.9%となっていました。今回調査において、新しい子ども館を利用した方は68.8%となり、新たな子ども館が待ち望まれていたことがうかがえます。



また、利用していない方は、「時間がない」が39.0%と最も多く、「続いて特に理由はない」が26.6%となっています。今後の運営の参考にします。



2. ひとり親家庭等の支援に関する意識調査

ひとり親については、母子 88.24%、父子 6.43%、寡婦 5.33%と割合は、母子に偏るものの、各類型に問題の傾向がみられることから、3類型を表形式にまとめ前回調査を併記し、比較しています。

項目	令和5年8月						平成30年8月					
	母子家庭		父子家庭		寡婦		母子家庭		父子家庭		寡婦	
自身の年齢	30歳代	28.5%	30歳代	14.3%	40歳代	10.8%	30歳代	37.9%	30歳代	28.1%	40歳代	7.3%
	40歳代	47.3%	40歳代	38.1%	50歳代以上	75.7%	40歳代	47.1%	40歳代	49.3%	50歳代以上	91.1%
	50歳代以上	13.1%	50歳代以上	38.1%			50歳代以上	6.8%	50歳代以上	21.2%		
母子家庭、父子家庭ともに30歳代の割合が減り、50歳代以上の割合が増えている。												
同居の家族	子のみ	75.2%	子のみ	66.7%	子のみ	43.2%	子のみ	71.8%	子のみ	60.6%	子のみ	67.6%
	自身の親	22.0%	自身の親	28.6%			自身の親	23.7%	自身の親	33.8%		
母子家庭、父子家庭ともに本人と子だけの世帯の割合が増えている。												
子の人数	1人	49.6%	1人	52.4%	-		1人	46.1%	1人	47.9%	-	
	ひとり親家庭の子の人数は1人が最も多く、約5割となっている。											
子の年齢	就学前	11.9%	就学前	2.9%	-		就学前	24.2%	就学前	7.0%	-	
	小学生	27.7%	小学生	22.9%			小学生	55.8%	小学生	52.1%		
母子家庭、父子家庭ともに就学前、小学生の割合が減っている。												
住居の状況	賃貸	38.3%	持ち家	66.7%	持ち家	70.3%	賃貸	39.5%	持ち家	52.1%	持ち家	80.9%
	持ち家	28.2%	親の家	19.0%			親の家	27.6%	親の家	25.4%		
母子家庭、父子家庭ともに持ち家の割合が増えている。												
養育費	取り決めあり	49.4%	取り決めあり	10.5%	-		取り決めあり	41.9%	取り決めあり	16.9%	-	
	受ける	32.9%	受ける	0.0%			受ける	25.2%	受ける	1.7%		
受けている割合が依然低く、母子家庭は「現在も受けている」が約3割となっている。												
こどもの面会交流	取り決めあり	33.5%	取り決めあり	16.7%	-		取り決めあり	24.7%	取り決めあり	27.1%	-	
	行われる	24.1%	行われる	7.8%			行われる	1.9%	行われる	8.8%		
母子家庭は、取り決めしている割合、現在交流を行っている割合、ともに増加傾向となっている。												
ひとり親になった直後の悩み	子の養育・教育	58.0%	子の養育・教育	76.2%	-		子の養育・教育	48.4%	子の養育・教育	56.3%	-	
	収入が減った	28.8%	家事	28.6%			自分の就職	28.6%	家事	29.6%		
母子家庭、父子家庭ともに「子の養育・教育」に関する悩みが最も多くなっている。												
現在の悩み	子の養育・教育	49.9%	子の養育・教育	52.4%	老後	45.9%	子の養育・教育	46.8%	子の養育・教育	46.5%	老後	29.4%
	生活費	8.9%	仕事	38.1%			生活費	40.6%	生計	35.2%		
母子家庭、父子家庭ともに「子の養育・教育」に関する悩みが最も多くなっている。												
ひとり親になる前となった直後の就労	働いていた	72.4%	働いていた	100%	-		働いていた	68.3%	働いていた	94.4%	-	
	新たに見つけた	53.3%	新たに見つけた	14.3%			新たに見つけた	56.9%	新たに見つけた	26.8%		
母子家庭は離婚前の仕事を継続せずに、離婚後に新たに見つけて仕事を始めたが約5割となっている。												

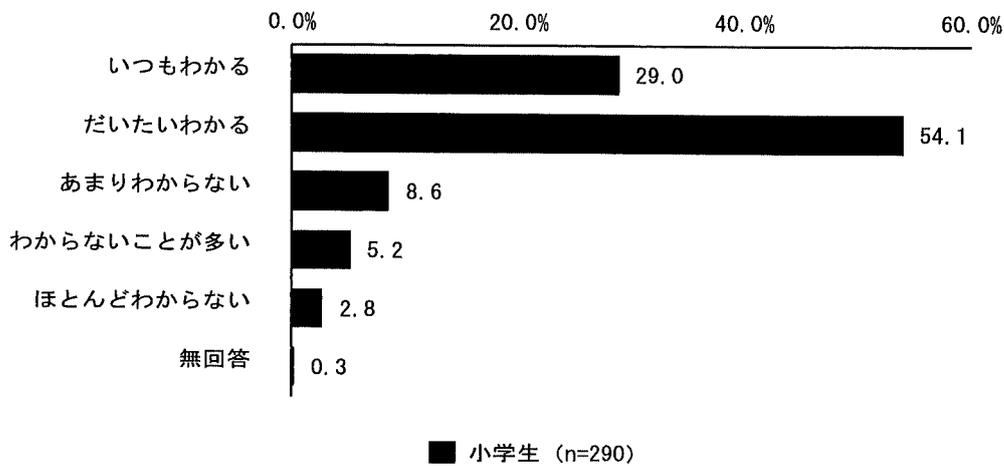
項目	令和5年8月			平成30年8月		
	母子家庭	父子家庭	寡婦	母子家庭	父子家庭	寡婦
求職活動の経験	あり 62.4%	あり 23.8%	-	あり 64.2%	あり 33.8%	-
	約6割の母子家庭が求職活動の経験ありとなっている。					
求職活動時の問題点	こどもが小さい17.2% 求人が少ない 12.7%	相談、情報の入手先がない 9.5%	-	こどもが小さい29.7% 求人が少ない 19.9%	求人が少ない 29.2% 年齢制限があった29.2%	-
	母子家庭は、依然、「こどもが小さいことが問題にされたこと」が最も多くなっている。					
現在の就労状況	働いている 92.2%	働いている 90.5%	働いている 48.7%	働いている 89.7%	働いている 92.9%	働いている 39.6%
	母子家庭、父子家庭ともに「働いている」が約9割となっている。					
現在の就労形態	正社員 41.3% パートアルバイト 40.9%	正社員 61.9% 自営業 14.3% 家族従事者 9.5%	パートアルバイト 20.0% 正社員 17.1%	パートアルバイト45.7% 正社員 36.7%	正社員 60.6% 自営業 15.5% パートアルバイト 7.0%	パートアルバイト 17.6% 正社員 8.8%
	母子家庭、父子家庭ともに正社員の割合が最も多くなっている。					
自身の年間就労収入	100万未満 9.5% 100~150万 5.6% 150~200万 6.5% 200~250万 9.8% 250~300万 6.2% 300~350万 4.7% 無回答 46.0%	200~250万 14.3% 250~300万 4.8% 300~350万 14.3% 350~400万 9.5% 400~450万 9.5% 450~500万 4.8% 500万以上 14.3% 無回答 14.3%	100万未満 19.4% 100~150万 5.6% 150~200万 5.6% 200~250万 0.0% 250~300万 2.8% 500万以上 2.8% 無回答 55.6%	100万未満 9.8% 100~150万 10.3% 150~200万 8.9% 200~250万 8.6% 250~300万 4.8% 300~350万 5.5% 無回答 45.2%	200~250万 12.7% 250~300万 7.0% 300~350万 8.5% 350~400万 5.6% 400~450万 8.5% 450~500万 7.0% 500万以上 2.8% 無回答 39.4%	100万未満 10.3% 100~150万 7.4% 150~200万 0.0% 200~250万 2.9% 250~300万 1.5% 500万以上 4.4% 無回答 70.3%
	母子家庭の母自身の年間就労収入は200万円から250万円未満の割合が高くなっている。					
転職の希望	なし 59.2% あり 32.6% うち正社員希望 63.7%	なし 0.0% あり 0.0%	なし 64.3% あり 28.6%	なし 56.5% あり 36.6% うち正社員希望 81.4%	なし 62.1% あり 34.8%	なし 55.6% あり 14.8%
	母子家庭、父子家庭ともに現在の仕事を続けたい割合が高く、母子家庭の転職希望者の約6割は正社員を希望している。					
転職希望の理由	収入 46.8% 体調・健康 8.3%	収入 33.3% 勤務先が遠い 16.7% 経験等が発揮できない 16.7%	体調・健康 20.0% 仕事の内容 20.0% 労働時間 20.0% 休日が少ない20.0%	収入 43.6% 勤務先が遠い 8.1%	収入 39.1% 経験等が発揮できない 13.0%	収入 50.0%
	母子家庭、父子家庭ともに転職理由のうち「収入」が最も割合が高い。					
就職・転職のため資格取得希望	取扱い 30.4% 取りたいが問題あり 31.6%	取扱い 30.0% 取りたいが問題あり 30.0%	取扱い 16.7% 取りたいが問題あり 11.1%	取扱い 33.5% 取りたいが問題あり 33.0%	取扱い 42.3% 取りたいが問題あり 8.5%	取扱い 13.2% 取りたいが問題あり 4.4%
	母子家庭、父子家庭ともに「取りたいと思う」「取りたいが問題あり」が約3割となっている。					

項目	令和5年8月			平成30年8月		
	母子家庭	父子家庭	寡婦	母子家庭	父子家庭	寡婦
資格取得の問題点	費用 39.7%	費用 44.4%	健康 15.0%	費用 47.0%	費用 50.0%	費用 33.3%
	育児・仕事 28.2%	仕事 33.3%	仕事 10.0%	育児・仕事 24.9%	育児・仕事 33.4%	仕事 33.3%
	資格取得にあたっての問題点としていずれも「費用」が最も割合が高い。					
就職のため必要な支援	受講費援助 45.5%	受講費援助 28.6%	受講費援助 22.2%	受講費援助 44.2%	受講費援助 33.8%	受講費援助 8.8%

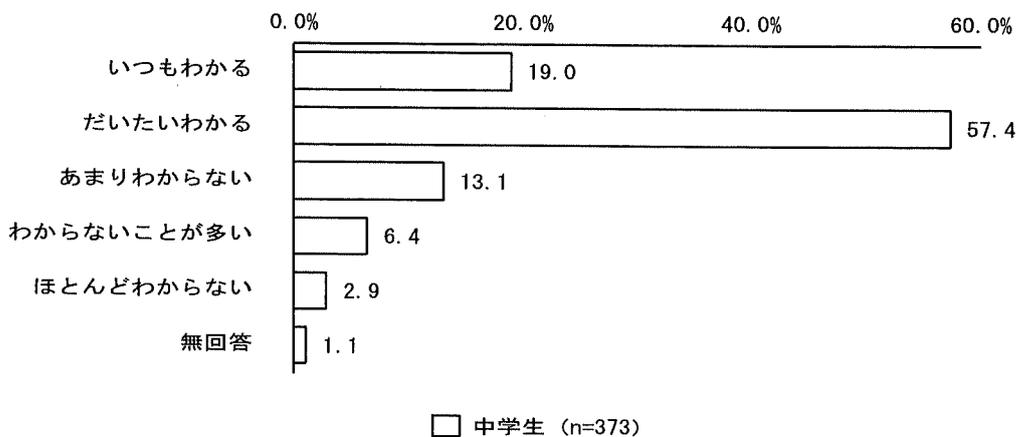
3. こどもの生活実態調査

(1) 学校の授業についての理解度・進学希望

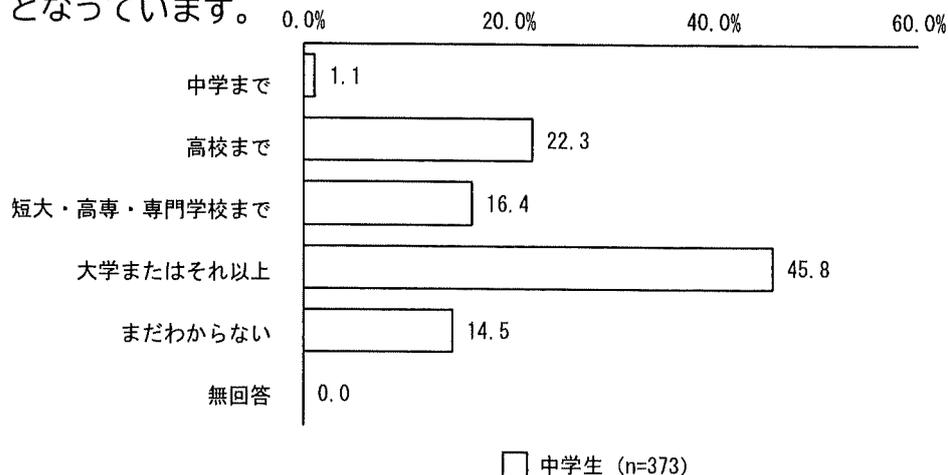
小学生については、「だいたいわかる」が54.1%で最も多く、次いで「いつもわかる」が29.0%、「あまりわからない」が8.6%となっています。



中学生では、「だいたいわかる」が57.4%で最も多く、次いで「いつもわかる」が19.0%、「あまりわからない」が13.1%となっています。

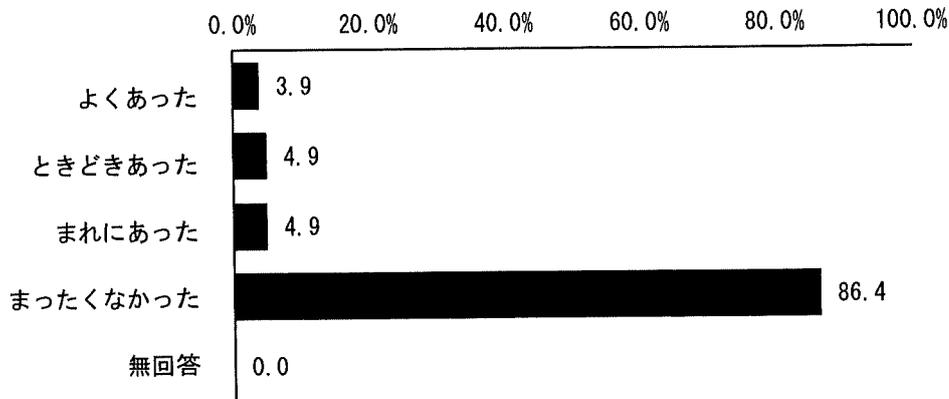


中学生の「進学したい段階」については、「大学またはそれ以上」が45.8%で最も多く、次いで「高校まで」が22.3%、「短大・高専・専門学校まで」が16.4%となっています。



(2) 食料が購入できなかった経験

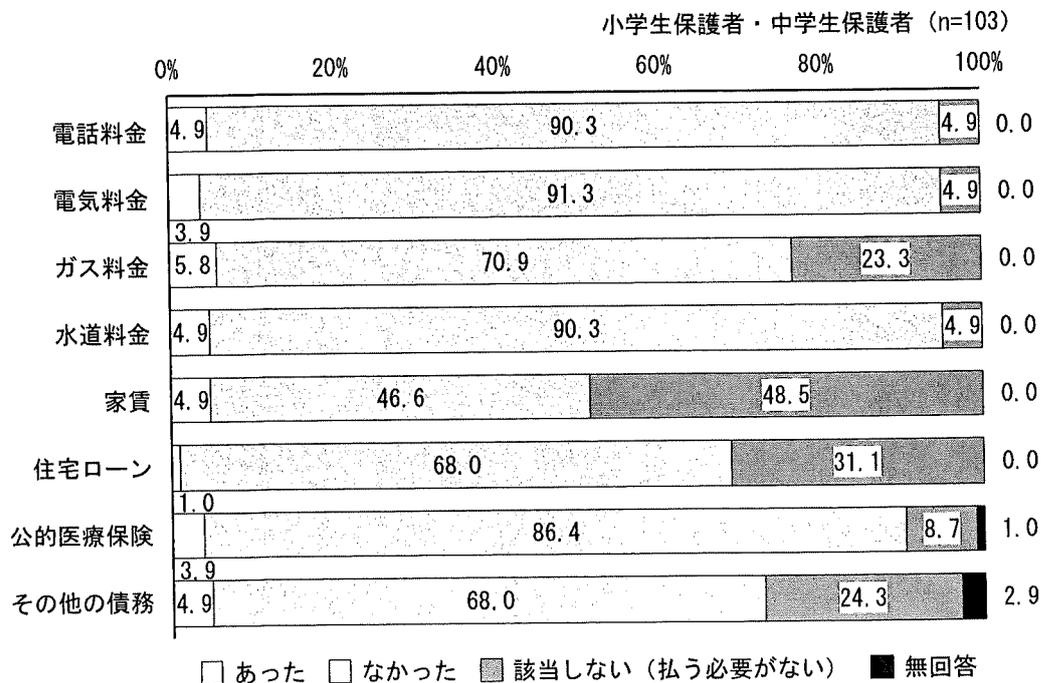
「まったくなかった」が 86.4%で最も多く、次いで「ときどきあった」「まれにあった」が 4.9%、「よくあった」が 3.9%となっています。



小学生保護者・中学生保護者 (n=103)

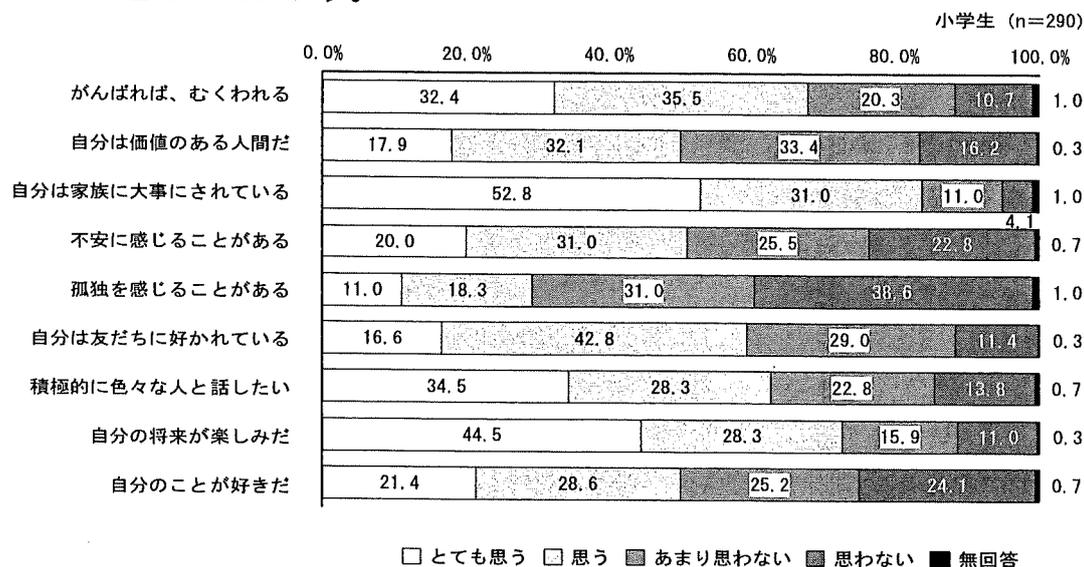
(3) 経済的理由で支払えなかった経験

「あった」では、「ガス料金」が 5.8%で最も多く、次いで「電話料金」「水道料金」「家賃」「その他の債務」が 4.9%、「電気料金」「公的医療保険」が 3.9%となっています。



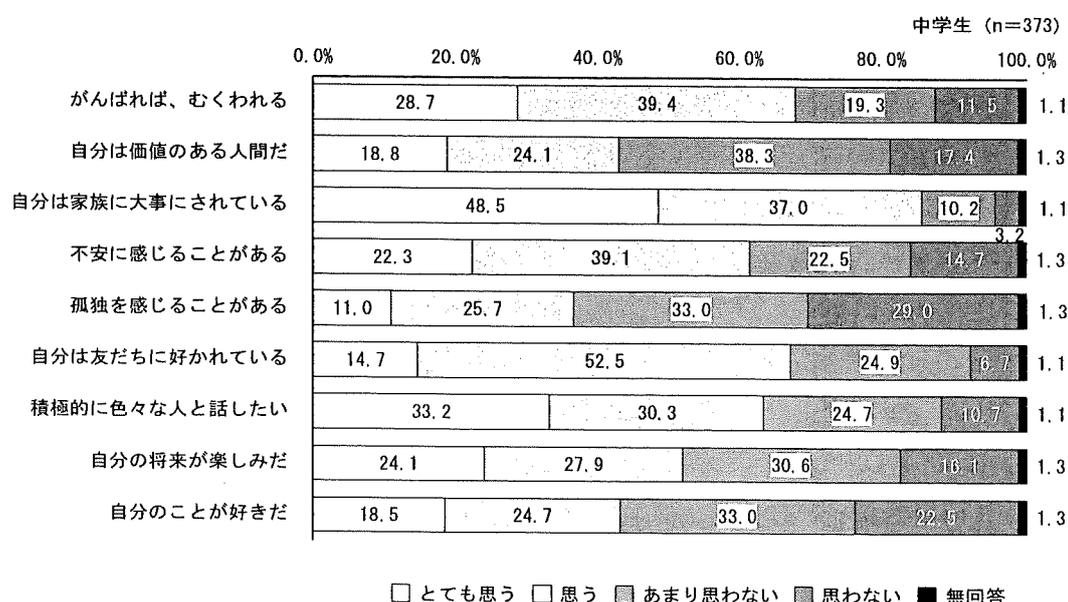
(4) 小学生の思いや気持ちについて

「とても思う」では、「自分は家族に大切にされている」が 52.8%で最も多く、次いで「自分の将来が楽しみだ」が 44.5%、「積極的に色々な人と話したい」が 34.5%となっています。「思わない」では、「孤独を感じることもある」が 38.6%で最も多く、次いで「自分のことが好きだ」が 24.1%、「不安を感じることもある」が 22.8%となっています。



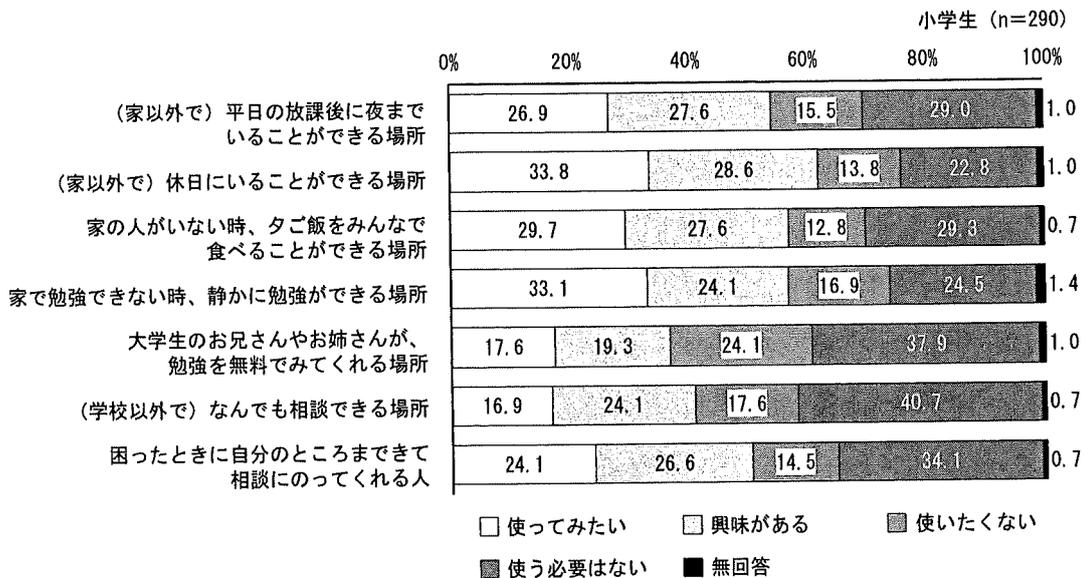
(5) 中学生の思いや気持ちについて

中学生の思いや気持ちについて、「とても思う」では、「自分は家族に大切にされている」が 48.5%で最も多く、次いで「積極的に色々な人と話したい」が 33.2%、「がんばれば、むくわれる」が 28.7%となっています。「思わない」では、「孤独を感じることもある」が 29.0%で最も多く、次いで「自分のことが好きだ」が 22.5%、「自分は価値のある人間だ」が 17.4%となっています。



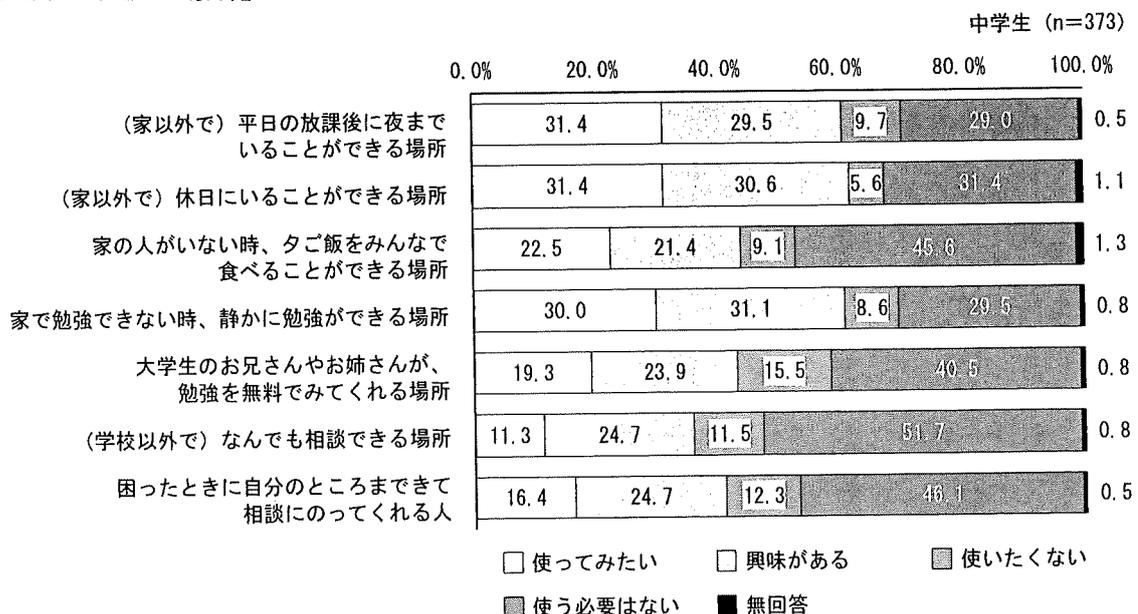
(6) 小学生の使ってみたい場所

「使ってみたい」では、「休日にいることができる場所」が33.8%で最も多く、次いで「家で勉強ができない時、静かに勉強ができる場所」が33.1%、「家の人がない時、夕ご飯をみんなで食べることができる場所」が29.7%となっています。「使う必要はない」では、「なんでも相談できる場所」が40.7%で最も多く、次いで「大学生のお兄さんやお姉さんが、勉強を無料でみてくれる場所」が37.9%、「困ったときに自分のところまできて相談にのってくれる人」が34.1%となっています。



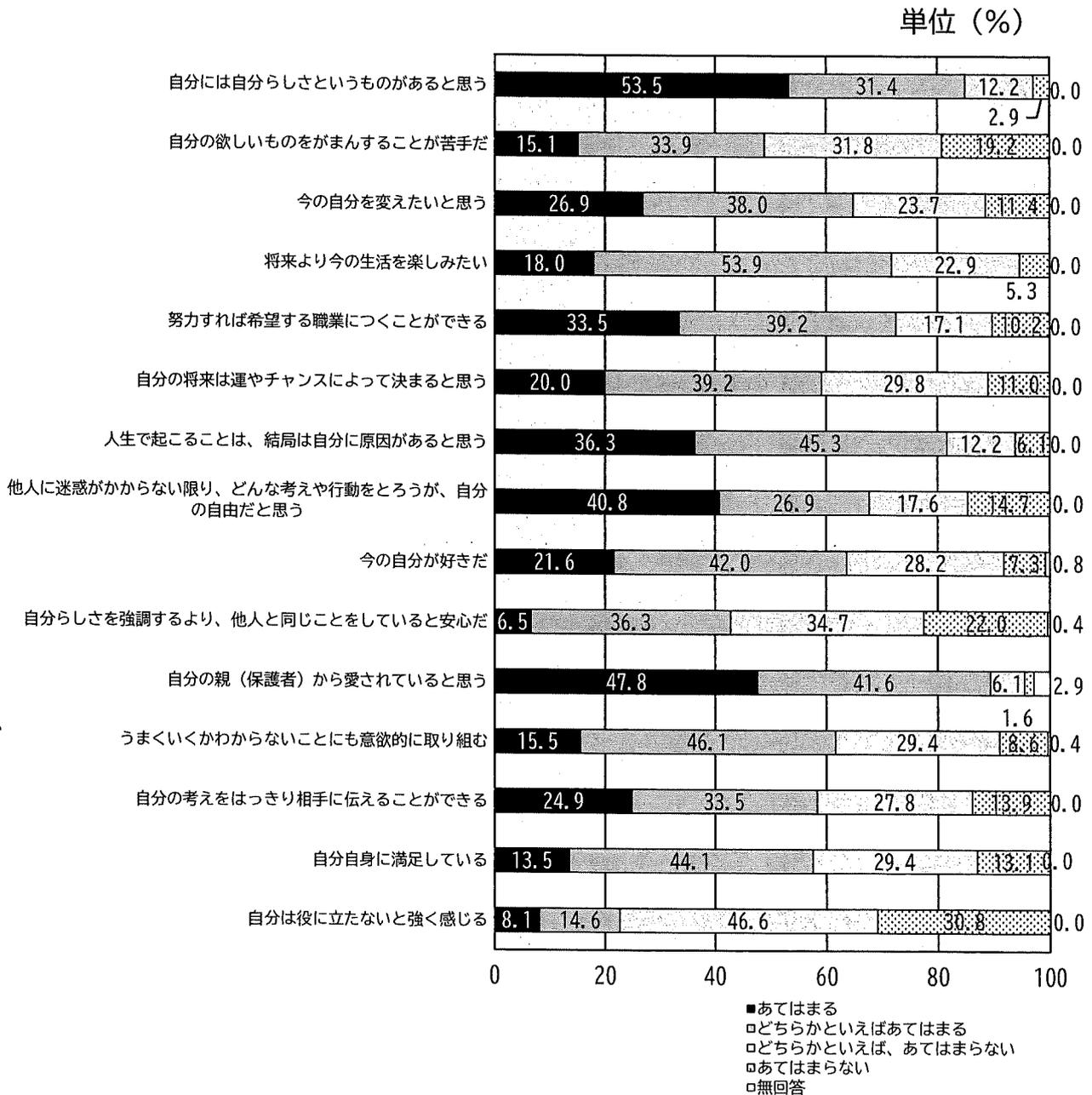
(7) 中学生の使ってみたい場所

「使ってみたい」では、「平日の放課後に夜までいることができる場所」「休日にいることができる場所」が31.4%で最も多く、次いで「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」が30.0%、「家の人がない時、夕ご飯をみんなで食べることができる場所」が22.5%となっています。「使う必要はない」では、「なんでも相談できる場所」が51.7%で最も多く、次いで「困ったときに自分のところまできて相談にのってくれる人」が46.1%、「家の人がない時、夕ご飯をみんなで食べることができる場所」が45.6%となっています。

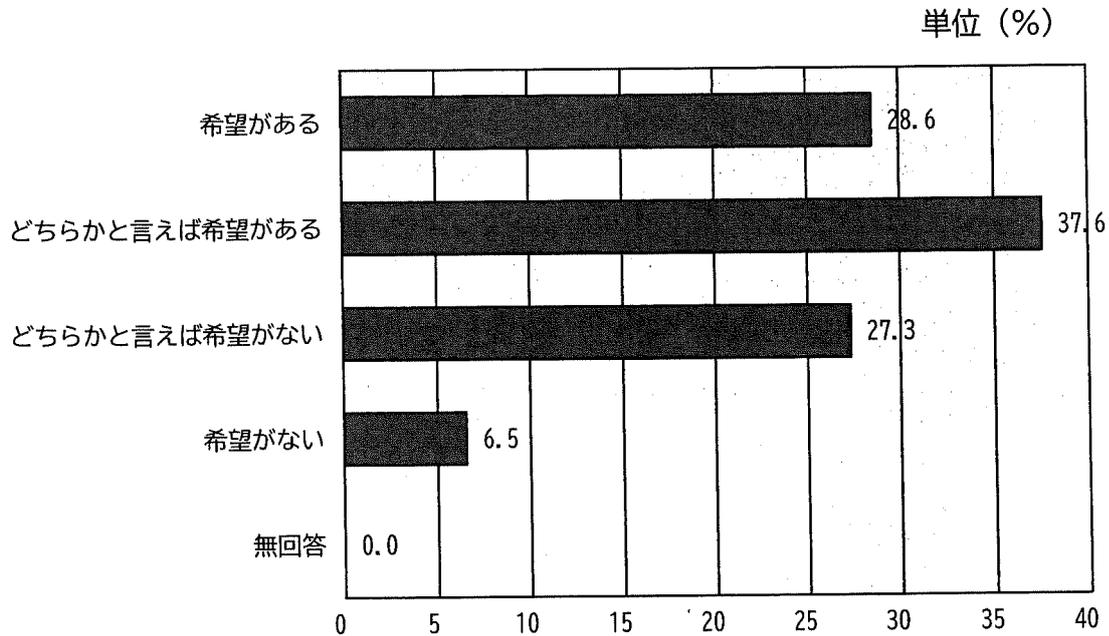


4. こども・若者の意識と生活に関する調査

(1) (自己肯定感、自己認識) 今の自分についてあてはまる内容を聞いた際に、「自分には自分らしさがある」、「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合は、84.9%、63.6%となりました。



(2) (将来への希望)「自分の将来に明るい希望」を持っているか聞いたところ、「希望がある」、「どちらかといえば希望がある」と思うこども・若者の割合は 66.2%となりました。



(3) 他者との関わりの中で、「困ったときには助けてくれる」と感じるこども・若者の割合は、家族・親族で 93.0%となりました。

単位 (%)

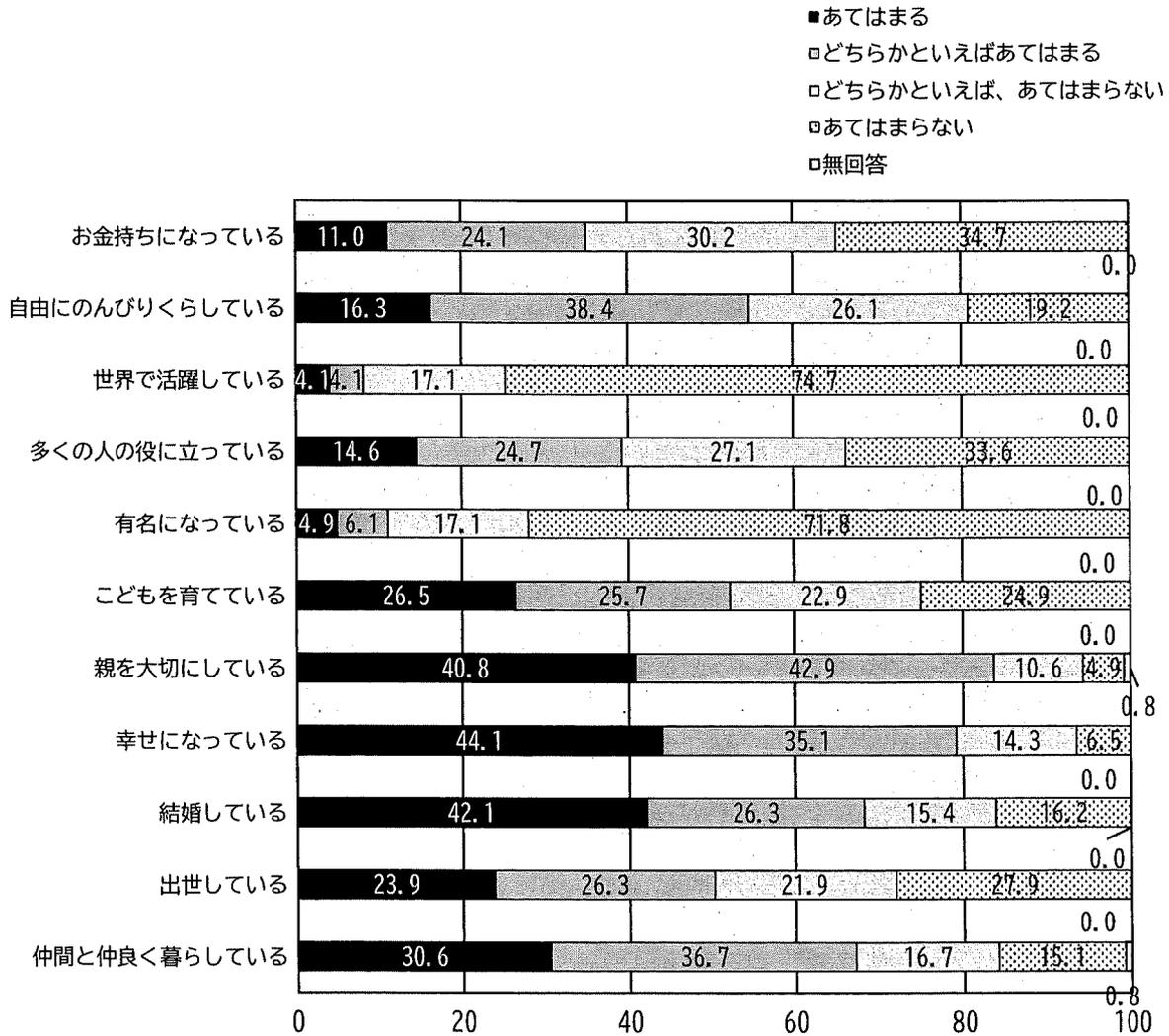
	○	△	▲	×	無回答
会話やメール等をよくしている	51.0	35.1	9.0	4.5	0.4
何でも悩みを相談できる人がいる	41.6	28.6	22.4	6.9	0.4
楽しく話せるときがある	67.3	24.1	4.9	3.3	0.4
困ったときは助けてくれる	65.7	27.3	2.9	3.7	0.4
ほかの人には言えない本音を話せることがある	38.8	29.8	18.4	12.7	0.4
いつもつながりを感じている。	49.4	31.4	13.5	5.3	0.4

○あてはまる △どちらかといえばあてはまる ▲どちらかといえばあてはまらない ×あてはまらない

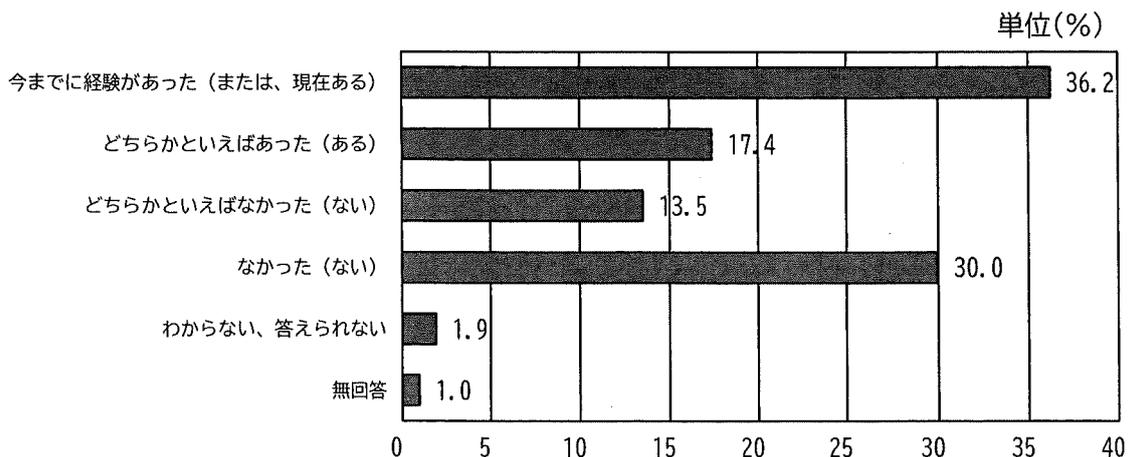
	あてはまる、どちらかといえばあてはまる とした割合
家族・親族	93.0%
学校で出会った友人	67.7%
職場・アルバイト関係の人	76.6%
地域の人	21.2%
インターネット上の人	11.4%

(4) (将来の自己像) 20年後「幸せになっている」「子どもを育てている」と回答した、子ども・若者の割合は、79.2%、52.2%となりました。

20年後、どのようになっていると思いますか 単位 (%)

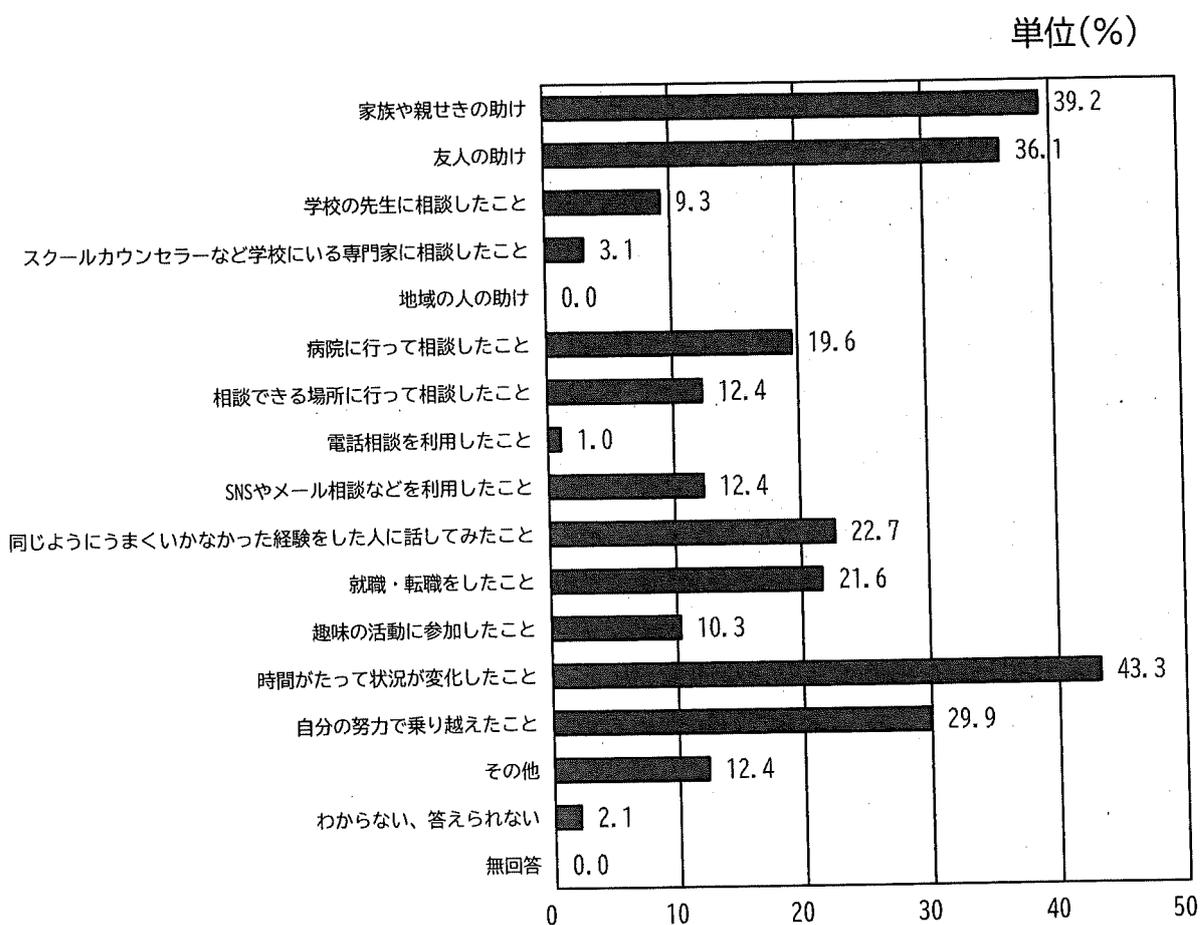


(5) (困難に直面した経験) 「今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった」経験がある子ども・若者は53.6%となりました。



(6) (困難な状況からの改善) 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった状態が改善した経験がある若者は、困難の経験をしたこども・若者のなか 85.8%であり、改善したきっかけは、「時間がたって状況が変化した」「家族や親族の助け」「友人の助け」「自分の努力で乗り越えた」順となっている。

	割合 (%)	人数 (人)
あった	62.8	71
どちらとえばあった	23.0	26
どちらとえばなかった	6.2	7
なかった	3.5	4
わからない	4.4	5



2 子育て支援サービスの提供と利用の動向

(1) 教育・保育サービス等の提供状況と利用動向

① 認可保育所及び認定こども園

野田市の認可保育所及び認定こども園は、令和元年度から令和6年度にかけて4か所の新設があり、公立・私立を合わせ26か所となっています。4月1日時点の入所数は、5年前に比べて336人増加しています。一方で待機児童数は、教育・保育の無償化による需要増加により令和元年度は9人、令和2年度は1人となっていました。施設整備や利用調整(あっせん等)により、令和3年度以降はゼロで推移しております。

認可保育所入所状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員(人)	2,217	2,400	2,447	2,520	2,532	2,514
施設数(か所)	22	24	25	26	26	26
年間延べ人数(人)	26,454	28,106	28,856	29,466	30,042	
入所数(人) (各年4月1日現在)	2,130	2,272	2,330	2,350	2,412	2,466
待機児童数(人) (各年4月1日現在)	9	1	0	0	0	0

資料：野田市資料

認可保育所別入所状況

保育所(園)名	平成31年4月1日現在			令和6年4月1日現在		
	定員(人)	入所数(人)	入所率(%)	定員(人)	入所数(人)	入所率(%)
清水保育所	130	151	116.2	130	146	112.3
花輪保育所	150	127	84.7	130	124	95.4
中根保育所	200	186	93.5	200	176	88.0
東部保育所※1	121	101	84.2			
南部保育所	150	151	100.7	150	142	94.7
北部保育所	130	114	87.7	120	117	97.5
尾崎保育所	150	129	86.0	130	119	91.5
福田保育所	120	102	85.0	120	93	77.5
木間ヶ瀬保育所	100	93	93.0	100	98	98.0
乳児保育所	60	50	83.3	60	36	60.0
(私)聖華保育園	70	82	117.1	70	81	115.7
(私)北-プリスカールのだ保育園※2	60	74	123.3			
(私)北-プリスカールせきやど保育園	70	69	98.6	70	70	100.0
(私)アスク七光台保育園	70	76	108.6	70	75	107.1
(私)アスク川間保育園	70	82	117.1	70	87	124.3

(私)ビープリスクールさくらのさと保育園	60	71	118.3	60	70	116.7
(私)すくすく保育園	90	86	95.6	90	98	108.9
(私)アスク古布内保育園	90	94	104.4	90	95	105.6
(私)ビープリスクールあたご保育園	150	147	98.0	150	147	98.0
(私)すくすく保育園分園※3	54	29	53.7			
(私)やまざき社の保育園※3				54	42	77.8
(私)アートファイト 野田東部みどり保育園※1				110	98	89.1
(私)しみず空と社の保育※4				60	70	116.7
(私)聖華未来のこども園	108	120	111.1	120	108	90.0
(私)のだのこども園※5				129	117	90.7
(私)やなぎさわ幼稚園・保育園※6				120	135	112.5
(私)ビープリスクールつつみの※2				72	85	118.1
(私)柳沢くくる保育園※7				19	21	110.5
(私)ひばり保育園(地域枠)	15	12	80.0	20	16	80.0
合計	2,218	2,146	96.8	2,514	2,466	98.1

資料：野田市資料

入所数については、平成10年2月13日付厚生労働省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」に基づき、弾力的な運用をしています。

- ※1 東部保育所は、令和2年10月に民営化し、(私)アートファイト 野田東部みどり保育園になりました。
- ※2 (私)ビープリスクールのだ保育園は、令和5年4月に認定こども園化し、(私)ビープリスクールつつみのになりました。
- ※3 (私)すくすく保育園分園は、令和2年4月に(私)やまざき社の保育園(独立した認可保育所)になりました。
- ※4 (私)しみず空と社の保育園は、認可保育所として令和4年4月に開設しました。
- ※5 (私)のだのこども園は、保育園型認定こども園として令和元年7月に開設しました。
- ※6 (私)やなぎさわ幼稚園・保育園は、幼保連携認定こども園として令和2年4月に開設しました。
- ※7 (私)柳沢くくる保育園は、小規模保育事業として令和3年4月に開設しました。

②幼稚園

野田市の幼稚園の入園児童数は、市内児童数の減少及び保育需要の増加により、減少傾向にあります。公立幼稚園において令和5年度に閑宿南部幼稚園が休園となり、野田幼稚園及び閑宿中部幼稚園の定員見直しを行いました。

私立幼稚園においては、令和元年度末に宮崎幼稚園が閉園及び令和2年度に柳沢幼稚園が認定こども園へ移行し、施設数及び定員数が減少しています。

幼稚園入園状況(認定こども園の教育部分を除く)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員(人)	2,510	2,190	2,190	2,190	1,665	1,655
施設数(か所)	11	9	9	9	8	8
合計児童数(人)	1,626	1,329	1,283	1,224	1,150	1,057
公立幼稚園児童数(人)	169	143	111	90	91	82
私立幼稚園児童数(人)	1,457	1,186	1,172	1,134	1,059	975

資料：野田市資料

※無償化前の令和元年度以前は各年5月1日現在、無償化後の令和2年度以降は各年4月1日現在

幼稚園別の園児数、延長保育、子育て支援の状況 (令和6年4月1日 現在)

幼稚園名	園児数(人)	延長保育	子育て支援
(公)野田幼稚園	67	実施無し	園庭開放
(公)関宿中部幼稚園	15	実施無し	園庭開放
(私)月影幼稚園	105	実施無し	園庭開放
(私)第二野田中央幼稚園	139	17:30まで	未就園児(1・2歳児)教室
(私)野田中央幼稚園	247	17:30まで	未就園児(1・2歳児)教室
(私)野田北部幼稚園	248	18:00まで	2歳児プレスクール、未就園児(0、1歳)向けの集い
(私)岩木幼稚園	157	18:00まで	園庭開放、2歳児プレスクール
(私)関宿幼稚園	79	18:00まで	園庭開放、2歳児プレ保育、親子教室

資料：野田市資料

(2) 地域における子育て支援の基盤整備の状況

①学童保育所

平成31年4月から、32か所(うち2か所民設)で運営してきましたが、少子化の影響により第一学童と第二学童の児童数を合わせても、第二学童の定員に満たない学校区や、第一学童と第二学童が隣り合った教室を利用していることで児童が少ない学童保育所については、保育環境の改善と運営の効率化を図るため、小学校区ごとに、直営または社会福祉協議会の運営に一本化を図りました。

学童保育所入所状況

(各年度4月1日時点)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計施設数(か所)	32	32	32	32	32	28
直営施設数(か所)	14	14	14	14	14	12
委託施設数(か所)	18	18	18	18	18	16
合計延べ人数(人)	18,745	18,042	17,453	17,572	18,389	
直営延べ人数(人)	4,891	5,539	5,645	5,682	5,629	
委託延べ人数(人)	13,854	12,503	11,808	11,890	12,760	

資料：野田市資料

令和6年4月1日より、七光台学童保育所を廃止し、七光台第二学童保育所を七光台学童保育所に、尾崎学童保育所と尾崎第二学童保育所を統合し、社会福祉協議会へ委託とし、柳沢学童保育所と柳沢第二学童保育所、関宿中央学童保育所と関宿中央第二学童保育所を統合し直営としました。これにより、施設数が32所から、28か所になりました。

学童保育所別の入所状況

(令和6年4月1日現在)

学童保育所名	運営先	入所児童数(人)	児童1人当たり保育室面積(m ²)※
野田	直営	44	5.23
野田第二	野田市社会福祉協議会	113	2.25
柳沢	直営	126	1.45
清水	直営	59	1.77
清水第二	野田市社会福祉協議会	129	1.82
南部	野田市社会福祉協議会	65	1.37
南部第二	(福)すくすくどろんこの会	49	2.13
南部第三	(福)すくすくどろんこの会	49	2.03
東部	直営	47	2.07
川間	直営	32	3.00
福田	直営	1	74.40
岩木	直営	36	3.56
岩木第二	野田市社会福祉協議会	124	2.31
宮崎	直営	14	8.27
宮崎第二	野田市社会福祉協議会	46	2.38
宮崎第三	野田市社会福祉協議会	43	2.11
山崎	直営	54	1.90
山崎第二	野田市社会福祉協議会	41	2.13
七光台	野田市社会福祉協議会	63	2.04
尾崎	野田市社会福祉協議会	64	2.67
二ツ塚	直営	51	2.22
北部	野田市社会福祉協議会	70	3.50
みずき	野田市社会福祉協議会	157	1.71
三ヶ尾	野田市社会福祉協議会	32	3.33
木間ヶ瀬	直営	23	3.56
二川	(株)日本保育サービス	81	2.35
関宿中央	直営	62	3.08
関宿	野田市社会福祉協議会	17	5.08
合計		1,692	2.43

資料：野田市資料

※学童保育所ごとにおける登録人数に、前年度(令和5年度)の平均出席率を乗じて利用人数を算出する方法で、児童1人当たりの面積を算出しています。

保育室面積÷(登録人数×前年度平均出席率)＝児童1人当たりの保育室面積

②ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの会員数の合計は、増加傾向にあり、令和3年度は1,206人と前年度に比較し149人に増加しています。一方、提供会員は概ね横ばいで推移していることから、利用会員が利用できないことがないよう提供会員の少ない地域については、提供会員を増やす取組を進めます。

なお、利用件数は、コロナ禍の影響により、令和2年度は減少しましたが、令和3年度からは増加し、その後はおおむね横ばいで推移しています。

会員・利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員合計(人)	944	1,057	1,206	1,319	1,472
利用会員(人)	774	890	1,037	1,150	1,301
提供会員(人)	125	128	131	132	135
両方会員(人)	45	39	38	37	36
年間延べ利用件数(件)	4,193	1,993	3,543	3,925	3,240

資料：野田市資料

利用状況

単位(件)

内 容	令和5年度
保育所・幼稚園の送り	163
保育所・幼稚園の迎え	205
保育所・幼稚園の登園前の援助及び送り	63
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助	168
保育所・幼稚園の帰宅後の援助	0
学校の放課後の援助	26
学童保育の迎え	0
学童保育の迎え及び帰宅後の援助	96
学童保育からの帰宅後の援助	0
こどもの病気時の援助	0
保育所・学校等休みの時の援助	127
保育所等施設入所前の援助	0
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	129
保護者等の求職活動中の援助	0
保護者等の冠婚葬祭による外出、他のこどもの学校行事の援助	0
保護者等の買い物等外出の場合の援助	70
保護者等の病気、その他急用の場合の援助	148
学校への送り	501
家族等の通院等の場合の援助	0
習い事の送迎(主に学童・保育所からの習い事への送りと迎え)	1,273
学校の迎え	188
学童保育所等への送りと援助	83
合 計	3,240

資料：野田市資料

③地域子育て支援センター

子育てを地域においてサポートする拠点として、認可保育所内に4か所の地域子育て支援センターを設置しており、相談事業を始め、子育て世代の交流、サークル支援、講座開催等の事業を行っています。

コロナ禍の影響で、令和2年度と令和3年度の利用人数が減少しましたが、令和4年度以降は利用者が増加傾向にあります。

年間延べ利用人数

単位(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計利用人数	8,202	2,009	1,319	3,378	4,672
アートチャイルドケア 野田東部みどり保育園併設 野田東部みどり子育て支援センター (地域子育て支援センターが令和2年 10月から移管)	3,761	1,141	905	2,010	2,762
聖華保育園内 さくらんぼルーム	733	240	225	458	218
アスク七光台保育園内 ぼかぼかひろば	575	99	39	215	548
聖華未来のこども園内 コアラルーム	3,133	529	150	695	1,144

資料：野田市資料

④子育てサロン

乳幼児の親子同士の交流、育児から離れリフレッシュできる一時預かり、育児の悩み等の相談等の事業を行う「子育てサロン」の運営について、平成29年度までは設置者のNPO法人に補助金を交付し、地域における子育て拠点づくりの推進を図っておりましたが、一定数整備されたことから、事業運営に重点を置いたため、平成30年度から交流・相談・情報提供・講座関係の4事業を委託事業として実施することで、開設日・開設時間を統一しサービスの拡充を図っています。

令和2年度と3年度については、コロナ禍の影響により、利用人数が減少しましたが、令和4年度以降は利用者が増加傾向にあります。

年間延べ利用人数

単位(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計利用人数	10,573	3,626	4,081	6,151	7,447
「子育てサロン」 NPO法人ゆう&みい	6,193	2,661	2,705	3,892	4,175
「ゆっくっくサロン」 NPO法人子育て ネットワークゆっくっく	2,261	369	398	778	832
「スマイル」社会福祉法人 野田市どろんこの会	2,119	596	978	1,481	2,440

※平成29年度は一時預かり含む

資料：野田市資料

⑤つどいの広場

関宿地域における子育て拠点として、3歳までの乳幼児を育てる保護者とそのこどもの交流や育児相談、講座の開催等の事業を行う、つどいの広場事業を NPO 法人に運営委託し実施しており、子育て中の保護者の負担感の緩和に努めています。令和2年度と3年度については、コロナ禍の影響により、利用人数が減少しましたが、令和4年度以降は利用者が増加傾向にあります。

年間延べ利用人数

単位(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計利用人数	3,815	2,002	747	1,120	1,022

資料：野田市資料

⑥子ども館(児童館)

市内7か所の子ども館は、地域における児童の健全育成の拠点として、親子サークル等による交流事業、伝承遊びや工作等の指導、野外ゲームやスポーツ、人形劇等のイベントを企画し活動しています。また、各地域の公園等に出向く「出張子ども館」を実施しています。

また、市民ニーズに対応するため、新しい子ども館の整備を行いました。なお、令和2年度と3年度については、コロナ禍の影響により利用者数が減少しましたが、令和4年に児童センターがオープンし、大幅に利用者数が増加するとともに、他の既存6館についても増加傾向にあります。

年間延べ利用人数

単位(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計利用人数(6館) (令和4年度から7館)	67,735	24,836	27,059	113,541	162,494

資料：野田市資料

年間延べ利用人数(施設ごと)

単位(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童センター	—	—	—	65,539	110,217
中央子ども館	12,769	4,318	4,337	3,419	5,347
うめさと子ども館	10,227	2,854	3,343	7,996	9,007
谷吉子ども館	10,462	4,106	5,474	9,306	10,107
山崎子ども館	8,816	3,727	3,892	7,676	8,816
七光台子ども館	18,999	5,638	5,922	12,036	10,909
関宿子ども館	6,462	4,193	4,091	7,569	8,091
合計	67,735	24,836	27,059	113,541	162,494

資料：野田市資料

第4章 基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

すべての子ども・若者が未来に希望を持ち、
ひとしく権利の擁護が図られ、すこやかに成長できる
「元気で明るい家庭を築ける野田市」

こども大綱では、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子ども・若者・子育て支援に関する取組や政策を社会の真ん中に据え、子どもや若者を権利の主体として認識し、子どもや若者の視点で、子どもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより「こどもまんなか社会」を実現していくこととされています。

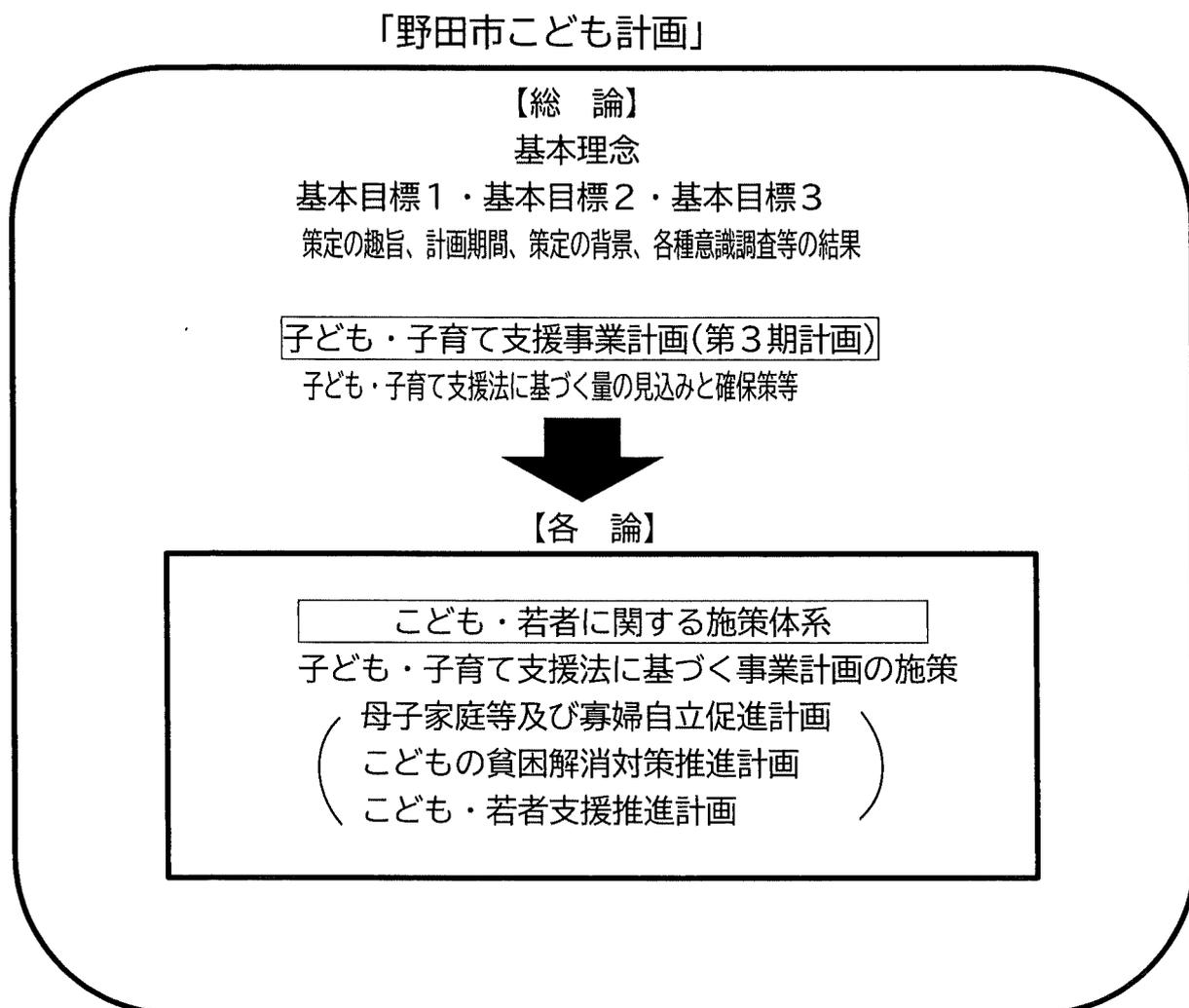
野田市においても、この基本的考え方を、関係者が十分に理解しながら子ども・若者を支えていくとともに、市全体で共有し、このような社会の実現を目指していきます。

2 計画の考え方

(1) 計画の基本構成

本計画の基本理念と基本目標を総論に掲げ、各論には、初期のエンゼルプランから取り組んできたこどもに関する施策に加えて、こども大綱に基づき具体的な取組を一元的に示した国の実施計画で、こどもや若者の健やかな成長のための施策や、少子化対策、こどもの貧困対策、ひとり親対策等を取りまとめた「こどもまんなか実行計画」をベースに、市の実情に合わせた施策も本計画に反映させます。

これらの施策と、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の目標量等を設定した市町村事業計画の2本柱として構成します。



3 計画の基本目標

本計画については、こども大綱を勘案し、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を総合的に推進できるよう、「ライフステージ共通の支援」、「ライフステージごとの支援」、「子育て当事者への支援」の3つの基本目標を掲げ、こども施策の共通の基盤となる新たな計画を策定します。

基本目標1：すべてのこども・若者の権利を保障し、すこやかな成長を支援（ライフステージ共通の支援）

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していきます。

また、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。そのため、それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、特定の年齢で途切れることなく行われることが重要であり、こどもの権利が保障されるようこどもたちの最善の利益に考慮し、関係者が一体となって、こども・若者や子育て当事者を支えることが望まれています。

このようなことから、特定のライフステージのみでなく、全てのライフステージを通し縦断的に実施すべきものとして、教育、保育、保健、医療、療育、福祉、児童虐待の早期発見や未然防止について、切れ目のない支援をしていきます。

基本目標2：こども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援（ライフステージごとの支援）

こどもの誕生前から青年期まで、それぞれのライフステージごとに特有の課題があり、それらが、こども・若者や子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要となります。

幼児期は、多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園等就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様であるため、その多様性を尊重し、必要な教育・保育、子育てサービス等の環境整備を進めていきます。

学童期や思春期は、こどもにとって、心も身体も大きく成長する時期であり、また、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む時期でもあることから、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も重ねながら、様々な課題に取り組み達成することにより自己肯定感を高める環境を整えていくことが重要となります。このようなことから、多くのこども・若者の居場所となっている学童保育所や児童館、さらには、こども食堂や子ども未来教室等、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組んでいきます。

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として進学、就職、結婚等、人生における様々なライフイベントが重なる時期となります。青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業等の選択が行えるよう、就労支援や結婚を希望する若者への支援、結婚に伴う新生活への支援を進めていきます。

基本目標3：子育て家庭を地域全体で支える環境づくりの推進 (子育て当事者への支援)

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等家族をめぐる環境が変化している中で、子育て当事者が、経済的な不安や孤独感を抱いたり、仕事との両立に悩むことがないようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要となります。

このため、幼児教育・保育の無償化や子ども医療費等、経済的な負担の軽減を図っていきます。また、貧困に陥りやすいひとり親に対する生活支援、子育て支援、就労支援が適切に行われるよう取り組んでいきます。

4 計画の施策の主なポイントと新たな取組について

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び子育て支援に関する量の確保等を示すとともに、こども・若者の権利に関する施策として、こども基本法、虐待防止条例の周知、地域ニーズに応じた相談連携体制としての重層的支援体制整備事業、ヤングケアラー対策等新規の施策を盛り込むほか、子ども館アンケートの結果を踏まえ、要望の多かった児童遊園、遊具の整備等を重点施策として位置付けていきます。

加えて、貧困対策やこども・若者計画も包含することで、既存の幼児教育・保育の無償化、子ども未来教室等に加え、現プランに位置付けていない生活困窮者支援事業、結婚支援事業等の政策を盛り込んでいきます。

(1) 教育・保育の量の確保

待機児童等の解消の取組

保育所に入所できない方で育児休業中や他に通園可能な保育所がある場合は待機児童には含まれず、保留者として扱われますが、野田市は待機児童の解消とともにこれらの保留者の年度末時点での解消も目標としてまいりました。しかしながら、保留者については「単願」、「転園希望」等、緊急の必要性は低く、年度末時点の保留者を解消することは困難であり、過剰な目標となると判断しました。したがって、長期的な保育需要減少もふまえ、方針を転換し、今後は必要性の高い待機児童の解消に優先的に取り組むと同時に、年度末にかけて増加していく待機児童を減らすこと、特に年度の前半（9月まで）においては待機児童を発生させないように待機児童対策に取り組んでいきます。

(2) 教育・保育の質の改善

保育所における1、4、5歳児配置基準の改善

各年齢における配置(保育士と児童数の対数)は国が基準を定めているところですが、令和6年度に見直しがあり、4・5歳児については、こども30人に保育士1人の配置から、こども25人に保育士1人の配置に改善されました。

1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、令和7年度以降の加速化プラン期間中の早期に、こども6人に保育士1人の配置から、こども5人に保育士1人の配置に改善を進めていきます。

(3) 既存事業の拡充

①特別な支援が必要なこどもの施策の充実

発達上の支援を要すると思われる園児が近年増加していることから、市全体でインクルーシブ教育を推進します。

また、私立幼稚園を含め推進していくために、私立幼稚園協会と連携を図り、私立幼稚園要配慮幼児等教育支援事業補助金等により市の支援体制の構築を推進していきます。

②子ども医療費助成制度の拡充

こどもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生までのこどもの通院、調剤及び入院に係る保健医療の一部または全部を助成し、令和5年8月診療分から、中学3年生までの自己負担金を無料とし、さらに令和6年8月診療分から助成対象年齢を中学3年生から高校3年生相当まで拡充し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図っていきます。

③子ども館機能の充実

令和4年8月から清水地先に乳幼児から18歳までの全ての児童が安全に安心して利用できる大型児童センターとしてのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）を整備しました。

さらに令和7年4月下旬のオープンに向けて、中央子ども館の建て替え工事を行っており、親子が年間を通じて気軽に交流できる場を作るとともに、地域における児童の活動拠点として遊びの指導等の事業を展開していきます。

④児童虐待防止対策の強化

要保護児童対策実務者会議を通じて、主担当や関係機関の役割分担、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論する場とする等関係機関との情報連携の強化を図っていきます。

さらに、令和6年1月1日に「野田市虐待防止条例」が施行され、改めて危機意識を高く維持し、受理した1ケースごとに重篤性の判断が軽くないよう確実にアセスメントをしていきます。

（4）新たに取り組む主な事業

①こども基本法の周知

こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供を行うとともに、関係団体と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを、他人への思いやりやいたわりの心といった人権尊重意識を高める人権啓発活動を推進していきます。

②こども家庭センターの整備

令和6年4月に施行された児童福祉法の改正により、市町村に「こども家庭センター」の設置が義務づけられました。「こども家庭センター」は従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応(ポピュレーションアプローチ)と子育てに困難を抱える家庭への対応(ハイリスクアプローチ)を両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的とし、家庭支援事業をはじめとする地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的機能を担っていきます。

③乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等に通っていない満3歳未満までの未就園児について、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度となります。令和8年度からの本格実施に向けて、令和6年度及び令和7年度の実施状況を分析し、実施施設数及び事業内容を検討していきます。

④保育所のICT化

保護者の負担軽減を図るため、保育所にタブレット端末を導入し、連絡手段をデジタル化するなど、保育所業務のICT化を進めていきます。

⑤奨学金返還支援事業

大学を卒業後、市内に移住し就労する若者に対して奨学金返還の一部を補助します。補助額は毎年の奨学金返還額の70%、1年当たり上限12万円を最長5年補助します。

第5章 サービス供給の事業量と確保量

1 子ども・子育て支援制度について

1. 子ども・子育て支援給付

施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・認可保育所

地域型保育給付

- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

施設等利用給付

- ・幼稚園(未移行)
- ・特別支援学校
- ・預かり保育事業
- ・認可外保育施設等

2. 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②一時預かり事業
- ③放課後児童健全育成事業
- ④地域子育て支援拠点事業
- ⑤妊婦健診事業
- ⑥乳児家庭全戸訪問事業
- ⑦養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑧子育て短期支援事業
- ⑨ファミリー・サポート・センター事業
- ⑩延長保育事業
- ⑪病児・病後児保育事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業
【令和7年度から追加する事業】
- ⑰産後ケア事業
- ⑱妊婦等包括相談支援事業
- ⑲乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

1 子ども・子育て支援給付

◆施設型給付

施設型給付は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」が対象となります。

- (1) 満3歳以上のこどもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間に応じた保育に対する給付
- (2) 満3歳未満のこどもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

◆地域型保育給付

地域型保育給付は、市が認可を行う以下の地域型保育事業が対象となります。

- ・小規模保育事業…小規模な環境(定員6人以上19人以下)で保育を実施
- ・家庭的保育事業…家庭的な雰囲気のもと小規模(定員5人以下)で保育を実施
- ・居宅訪問型保育事業…病気や障がい等の理由から、保育所等で集団保育が難しい場合に保護者の自宅で1対1で保育を実施する事業
- ・事業所内保育事業…事業所内の保育施設で、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育する事業

◆施設等利用給付

令和元年 10 月に開始した幼児教育・保育の無償化に伴い創設された給付制度です。幼稚園（新制度未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において、特定教育・保育等を受けた場合に一定の利用料が給付されます。

給付を受けるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります

2 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です（子ども・子育て支援法第 59 条）。全部で 13 事業（①～⑬）ありましたが、令和 4 年の児童福祉法の改正により、3 事業（⑭～⑯）が新設されました。また、令和 6 年子ども・子育て支援法改正により、更に 3 事業（⑰～⑲）が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

2 事業計画における区域設定の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

野田市においては、以下の理由から「行政区（市全域）」を本計画の教育・保育の提供区域として設定します。

なお、国の指針によれば、教育・保育施設の広域利用の実態と地域子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合は事業ごとに区分設定できるとされていることから、子育てする方の身近な支援の場である地域子育て拠点事業については、地域バランスを考慮しながら実施します。

- 広域設定の方が需給見込み及び調整が容易であり、柔軟な教育・保育の提供が可能。また、勤務地の都合等による広域ニーズに対応できること。
- 野田市は認可保育所による保育の提供を基本としていること。また、認可外保育施設や事業所内託児施設が少なく、新制度への移行が見通せないため、地域型保育事業における保育の提供体制の確保の想定が困難であること。
- 野田市は市域面積が広いが、保育所の送迎については自動車による手段が大半であり、例えば関宿地域の保育所利用者も川間、北部地域の保育所を含めて広域に利用している実態があること。

3 教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策

■教育における量の見込み

単位(人)

	実績		見込み			
	令和5年度		令和7年度		令和8年度	
	2号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上	1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上
① 量の見込み	1,202	147	1,048	121	979	122
	1,349		1,169		1,101	
② 確保の内容	1,791		1,659		1,659	
②-①	442		506		542	

	見込み					
	令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上	1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上	1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上
① 量の見込み	913	123	888	125	865	126
	1,036		1,013		991	
② 確保の内容	1,501		1,501		1,501	
②-①	465		488		510	

○量の見込みの1号認定・・・こどもが満3歳以上で幼稚園等での教育を希望

○量の見込みの2号認定・・・こどもが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当しているが、預かり保育等により教育(幼稚園)の利用が見込まれるもの

■保育における量の見込み

単位(人)

		令和5年度(実績)				令和7年度			
		3号認定			2号認定	3号認定			2号認定
		0歳	1歳	2歳	3歳以上	0歳	1歳	2歳	3歳以上
① 量の見込み		133	376	444	1,459	155	484	554	1,568
②確保 の内容	保育施設	170	358	459	1,506	185	391	492	1,599
	地域型保育事業	8	15	16	0	8	15	16	0
②-①		45	▲3	31	47	38	▲78	▲46	31

		令和8年度				令和9年度			
		3号認定			2号認定	3号認定			2号認定
		0歳	1歳	2歳	3歳以上	0歳	1歳	2歳	3歳以上
① 量の見込み		159	502	571	1,591	161	513	582	1,603
②確保 の内容	保育施設	185	391	492	1,599	191	403	504	1,647
	地域型保育事業	8	15	16	0	8	15	16	0
②-①		34	▲96	▲63	8	38	▲95	▲62	44

		令和10年度				令和11年度			
		3号認定			2号認定	3号認定			2号認定
		0歳	1歳	2歳	3歳以上	0歳	1歳	2歳	3歳以上
① 量の見込み		162	520	591	1,605	163	523	595	1,600
②確保 の内容	保育施設	191	403	504	1,647	191	403	504	1,647
	地域型保育事業	8	15	16	0	8	15	16	0
②-①		37	▲102	▲71	42	36	▲105	▲75	47

○2号認定・・・こどもが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望

○3号認定・・・こどもが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望

■教育・保育における提供体制・確保方策の考え方

本計画の量の見込みは、過去実績値を基に推計したものであり、各年度4月1日時点の数値としています。

教育における量の見込みは、令和6年4月1日の実績値(1,236人)に過去実績の増減傾向を踏まえて推計しており、保育における量の見込みは、年齢別人口の推移と保育所等申込率の推移から推計しています。

◆教育

少子化及び共働き世帯の増加により全国的に幼稚園ニーズが低下しているものの、一方で私立幼稚園で実施されている預かり保育(2号)を利用する割合は増加しています。幼稚園の預かり保育は、家庭状況の変更があっても所属施設を変更(転園)せずに継続利用が可能等柔軟な利用が可能であることから、今後も一定以上のニーズが見込まれ、市内保育の一端を担っていると考えています。

また、近年増加する発達上の支援を要する児童の受入れを促進するために、市全体のインクルーシブ教育を推進し、体制強化に努めています。

◆保育

(1) 待機児童の推移

野田市では、民設民営保育所の整備や定員の弾力的運用の活用により、待機児童の解消に努めており、令和3年から令和6年にかけて、4年連続で4月1日時点での待機児童0人を達成しています。

しかしながら、保育需要は依然として高く、年度当初の待機児童を解消できたとしても、年度末に向けて待機児童が増加していくことが課題となっています。

待機児童の推移

年度	4月	9月	3月
令和元年度	9	62	128
令和2年度	1	30	106
令和3年度	0	20	78
令和4年度	0	18	69
令和5年度	0	39	110
令和6年度	0	27	

単位(人)

定員	新規開設及び利用定員変更
2,217	聖華未来のこども園 10 増員
2,400	のだのこども園 100(新規) やなぎさわ幼稚園・保育園 71(新規) 聖華未来のこども園 12 増員
2,447	柳沢くるる 19(新規) のだのこども園 29 増員 やなぎさわ幼稚園・保育園 19 増員 花輪 20 減員
2,520	しみず空と杜 60(新規) やなぎさわ幼稚園・保育園 15 増員 アートチャイルドケア野田東部みどり 8 増員 ひばり 5 増員、尾崎 15 減員
2,532	北部 10 減員、尾崎 5 減員 やなぎさわ幼稚園・保育園 15 増員 ジビ-プリスクールのだ(移行) 60 減 ジビ-プリスクールつつみの 72(新規)
2,574	アートチャイルドケア野田東部みどり 18 減員 たんぼぼ 60(新規)

(2) 待機児童と保留者

待機児童の定義について、平成 27 年度の改正では、これまで自治体の判断に委ねていた求職活動中の場合も基本的に待機児童に含めることとしたことから、待機児童の範囲が拡大されました。ただし、どのような場合を求職活動中とするかは、自治体の判断に委ねられました。このため、野田市では、原則としてハローワークや野田市無料職業紹介所等を通じるなどして、定期的に求職活動を行っている場合を「求職活動中」とすることとしました。また、平成 29 年度には、親に復職の意思がある場合は、育児休業中でも待機児童に含める改正を行いました。

保育所入所のための利用認定を受けても、保育所に入所できない児童は、待機児童に限りません。特定の施設のみを希望(単願)する場合や他に通園可能な保育所がある場合等は待機児童に含まれず、保留者として取り扱われます。

野田市では、年度末までの待機児童の解消に取り組むと同時に、これら保留者の解消も目標としてきましたが、保留者を分析した結果、「単願による申込み」、「転園希望」、「通園可能園があるが希望しない」で保留者全体の 8 割を占め、その他は「求職活動をしていない」「育児休業の延長も許容できる」「市外からの希望者」であることから、緊急の必要性は低いことを確認しました。

保留者の内訳

単位(人)

保留者の状況	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
単願による申し込み	42	67	56
転園を希望	26	16	30
他に通園可能園があるが希望しない	15	17	43
求職活動をしていない	9	17	19
育児休業の延長も許容できる	10	12	33
市外からの希望者	6	6	8
合計	108	135	189

(3) 待機児童解消野田市計画

上記(2)の分析結果から、保留者解消は現実的な目標ではなく、また保育の必要性の高い待機児童についても、年度末時点で解消することは困難であり、過剰な目標となることから、長期的な保育需要減少もふまえ、今後は必要性の高い待機児童の解消に優先的に取り組むと同時に、年度末にかけて増加していく待機児童を減らすこと、特に年度の前半(9月まで)においては待機児童を発生させないように取り組みます。

なお、保育の必要量は令和6年4月時点でも増加傾向にあるものの、市内の児童数は減少傾向であることから、保育必要量も令和11年ごろに高止まりすることが予想されます。将来的に確保量の供給過剰とならないよう、定員の120%の範囲内で認められている弾力的運用を活用しつつ、社会情勢の変動や宅地開発の状況等を踏まえて既存幼稚園の認定こども園化等の施設整備を検討します。

待機児童解消野田市計画

(各年度4月時点の見込と確保の状況)

単位(人)

年 度		3歳以上	0歳	1・2歳
令和7年度 (見込)	量の見込み	1,509	130	883
	市計画	1,599	193	914
	過不足	90	63	31
令和8年度 (見込)	量の見込み	1,529	131	905
	市計画	1,599	193	914
	過不足	70	62	9
令和9年度 (見込)	量の見込み	1,542	131	921
	市計画	1,647	199	938
	過不足	105	68	17
令和10年度 (見込)	量の見込み	1,550	131	934
	市計画	1,647	199	938
	過不足	97	68	4
令和11年度 (見込)	量の見込み	1,553	131	943
	市計画	1,647	199	938
	過不足	94	68	▲ 5

(各年度9月及び3月時点の見込と確保の状況)

単位(人)

年 度		9月時点			3月時点		
		3歳以上	0歳	1・2歳	3歳以上	0歳	1・2歳
令和7年度 (見込)	量の見込み	1,535	187	944	1,544	248	969
	市計画	1,599	193	914	1,599	193	914
	過不足	64	6	▲ 30	55	▲ 55	▲ 55
令和8年度 (見込)	量の見込み	1,556	188	968	1,565	249	993
	市計画	1,599	193	914	1,599	193	914
	過不足	43	5	▲ 54	34	▲ 56	▲ 79
令和9年度 (見込)	量の見込み	1,569	188	984	1,578	249	1,009
	市計画	1,647	199	938	1,647	199	938
	過不足	78	11	▲ 46	69	▲ 50	▲ 71
令和10年度 (見込)	量の見込み	1,577	188	998	1,586	249	1,023
	市計画	1,647	199	938	1,647	199	938
	過不足	70	11	▲ 60	61	▲ 50	▲ 85
令和11年度 (見込)	量の見込み	1,580	188	1,007	1,589	249	1,032
	市計画	1,647	199	938	1,647	199	938
	過不足	67	11	▲ 69	58	▲ 50	▲ 94

4 地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策

市では、事業の量の見込みについて国から示された「量の見込み」の算出等の考え方にに基づき、ニーズ調査による利用の意向と人口推計に基づいた量により算出するとともに、実績に応じた補正を加えています。

確保方策については、新たに行う事業等は、ニーズを把握し見込み量を算出する段階にあり、中間見直しにおいて実績等踏まえながら見込み量の作成を行います。実施する全ての事業について不足なくサービスを提供できる体制とし、今後のニーズの変化や実績に応じ適宜見直しを行います。

(1)地域子育て支援事業の量の見込み一覧

		令和5年度 (実績)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)	令和9年度 (見込み)	令和10年度 (見込み)	令和11年度 (見込み)
利用者支援事業		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
一時預かり事業	幼稚園	23,369 人日/年	16,472 人日/年	16,192 人日/年	15,917 人日/年	15,646 人日/年	15,380 人日/年
	上記以外	529 人日/年	502 人日/年	489 人日/年	476 人日/年	464 人日/年	452 人日/年
放課後児童健全育成事業	低学年	1,532人 (平均月)	1,181人	1,151人	1,122人	1,101人	1,065人
	高学年		323人	321人	320人	308人	300人
	合計		1,504人	1,472人	1,442人	1,409人	1,365人
地域子育て支援拠点事業		1,785人 人回/月	2,640人 人回/月	2,572人 人回/月	2,505人 人回/月	2,420人 人回/月	2,389人 人回/月
妊婦健診事業		8,963 人回/年	8,882 人回/年	8,837 人回/年	8,792 人回/年	8,748 人回/年	8,704 人回/年
乳児家庭全戸訪問事業		752人	777人	770人	762人	754人	746人
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
子育て短期支援事業		346 人日/年	218 人日/年	225 人日/年	232 人日/年	239 人日/年	246 人日/年
ファミリー・サポート・センター事業		3,240 人日/年	3,346 人日/年	3,632 人日/年	3,910 人日/年	4,203 人日/年	4,124 人日/年
延長保育事業		1,147人/月	1,267人/月	1,288人/月	1,302人/月	1,312人/月	1,317人/月
病児・病後児保育事業		260 人日/年	270 人日/年	274 人日/年	277 人日/年	279 人日/年	280 人日/年
子育て世帯訪問支援事業		25人	18人	20人	23人	26人	29人
児童育成支援拠点事業		-	-	1か所	1か所	1か所	1か所
親子関係形成支援事業		-	6人	12人	12人	12人	12人
産後ケア事業		48人	56人	58人	62人	65人	68人
妊婦等包括相談支援事業		811人	815人	815人	818人	821人	824人

(2) 地域子育て支援事業の提供体制の確保内容等

①利用者支援事業

■量の見込み		単位(か所)					
		実績	見込み				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		2	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

令和5年度は、子育て世代包括支援センターである保健センターと関宿保健センターで、本事業の「母子保健型」を2か所を実施しました。また、保健センターで実施している子育て支援総合コーディネート事業が本事業の「特定型」に該当しています。

○量の見込み

令和6年4月の児童福祉法の改正により、「こども家庭センター」の設置が市区町村の努力義務とされました。従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を活かしながら、「こども家庭センター型」を実施します。

○確保の内容

令和9年度までに、子ども家庭総合支援課・保健センターを一体化した「こども家庭センター」を設置し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく対応する体制を強化します。

②一時預かり事業

■量の見込み		単位(人日/年)					
		実績	見込み				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
幼稚園での 預かり保育	①量の見込み	23,369	16,472	16,192	15,917	15,646	15,380
	②確保の内容	45,840	36,240	36,240	34,560	34,560	34,560
	②-①	22,471	19,768	20,048	18,643	18,914	19,180
上記以外の 一時預かり	①量の見込み	529	502	489	476	464	452
	②確保の内容	5,832	5,832	5,832	5,832	5,832	5,832
	②-①	5,303	5,330	5,343	5,356	5,368	5,380

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

幼稚園等での預かり保育は、保護者の仕事等の理由により通常の教育時間では対応できない場合に、児童の預かり時間を延長できるものであり、共働き家庭等の児童の預け先として、市内保育の一端を担っています。幼稚園全体の利用児童数は減少しているものの保育需要が増加傾向にあることから、利用実績は大きく増減することなく一定の水準で推移しています。

幼稚園等以外の預かり保育は、現在2施設で実施しており、利用ニーズとしては、幼稚園入園後に共働きに変わった家庭や保育園に入園できなかった就労の保護者の利用回数が多い状況でした。

○量の見込み

幼稚園等での預かり保育は、令和5年度の実績及び市内の3～5歳児の児童数推移を基に算定しています。また、令和7年度は新制度移行幼稚園1施設の認定こども園化を予定していることから、その分の減を見込んでいます。

幼稚園等以外の預かり保育は、令和5年度の実績及び市内児童数の推移を基に算定しています。

○確保の内容

幼稚園等での預かり保育は、預かり保育を実施している施設の受け入れ可能人数を合計したのですが、令和7年度に新制度移行幼稚園1施設の認定こども園化を予定していることから、その分の減を見込んでいます。

幼稚園等以外の預かり保育は、現在実施している2施設分の利用定員に平日日数(243日)を乗じた人数とします。

③放課後児童健全育成事業

■量の見込み

単位(人・月平均)

		実績	見込み				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	低学年	1,220	1,181	1,151	1,122	1,101	1,065
	高学年	312	323	321	320	308	300
	合計	1,532	1,504	1,472	1,442	1,409	1,365
②確保の内容		1,775	1,674	1,686	1,686	1,686	1,686
②-①		243	170	215	244	277	321

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

共働き家庭が増加し、一部の小学校区で入所児童が増加している一方で、児童数は市内全体で減少傾向にあることから、保育量の確保については推移を注視し、保育の需要を見極める必要があります。

○量の見込み

人口推計6歳から11歳までの人数をもとにニーズ調査による利用希望をもとに算出し、利用希望が2割を超えていた高学年時の利用希望等、利用割合と乖離がある部分を補正し算出しました。

○確保の内容

令和6年4月1日時点の定員数 1,728 人を基準に、令和7年に整備される野田学童保育所の定員数変更(95→41 人)、令和8年に整備される東部学童保育所(45人→55 人)、二川学童保育所(79→76 人)の増減分を加味しました。

④地域子育て支援拠点事業

■量の見込み		単位(人回/月)				
	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,785	2,640	2,572	2,505	2,420	2,389
②確保の内容	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720
②-①	935	80	148	215	300	331

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

地域子育て支援拠点については、NPO法人等に運営委託している子育てサロン(4か所)、保育所等の子育て支援センター(4か所)、子ども館の子育て支援拠点事業(7か所)の3つに分類されます。コロナ禍の影響により事業を中止した期間があることや利用者が感染対策として外出を控える傾向があったことで実績数に大きな減少が見られましたが、回復傾向であり、コロナ前の水準を見込むこととしています。子ども館の子育て支援拠点事業については令和4年10月から開始されており、確保の内容及び、量の見込みが増加しています。

○量の見込み

保育需要の高まりは未就学児特に4歳未満を主な対象とする本事業については減少に作用します。しかしながら、3歳児未満は家庭にいることが多い現状や核家族化による支援ニーズの高まりから、今後の見込みについては多いものとなりました。各年度については人口予測推定をもとに減少としています。

○確保の内容

各施設の保育面積から利用可能児童数を見積り、稼働日数から積算します。

⑤妊婦健診事業

■量の見込み		単位(人回/年)				
	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8,963	8,882	8,837	8,792	8,748	8,704
②確保の内容	10,850	10,766	10,668	10,556	10,444	10,346
②-①	1,887	1,884	1,831	1,764	1,696	1,642

提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

妊婦健康診査・乳児健康診査の費用助成を行っています。また、県外の契約していない医療機関で受診した費用の一部については、償還払いを行っています。今後、少子化等の影響により実績が微減となることが予想されます。

○量の見込み

令和3年度から令和5年度の実績の平均値を参考とし、少子化等の影響を考慮し、積算しました。

○確保の内容

妊娠届出数の見込みに妊婦健診(最大14回)を乗じた数としました。

⑥乳児家庭全戸訪問事業

量の見込み

単位(人)

	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	752	777	770	762	754	746
②確保の内容	765	777	770	762	754	746
②-①	13	0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

原則、対象者全員の方に訪問を実施していますが、長期入院や海外に長期に里帰りするなどの理由で全数訪問できていない現状があります。

○量の見込み

令和3年度から令和5年度の実績の平均値を参考とし、少子化等の影響を考慮し、積算しています。

○確保の内容

対象者全員の方を訪問する体制を確保しています。

⑦養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

提供体制・確保方策の考え方

ア) 養育支援訪問事業

- 育児ストレス、産後うつ病等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする事業です。

子育て世帯訪問支援事業の実施にあたり、当該家庭のアセスメントを行い、必要に応じて、子ども家庭総合支援課の保健師等が指導、助言等を行います。

イ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

○ 要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議や進行管理を行う事業です。虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、野田市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース会議等を開催し、適切な支援につなげます。引き続き、子ども家庭総合支援課が、要保護児童対策協議会の調整機関として、こどもを守る地域ネットワークの強化を図ります。

○確保の内容

子ども家庭総合支援課が要保護児童対策協議会の調整機関として、職員の研修や児童虐待防止のための啓発、情報ネットワークシステムの整備等を実施します。

■量の見込み		単位(か所)					
		実績	見込み				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施体制		代表者会議…年2回程度開催 実務者会議…毎月1回開催 個別支援会議…必要に応じて随時開催					
①量の見込み		1	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0	0

⑧子育て短期支援事業(ショートステイ)

■量の見込み		単位(人日/年)					
		実績	見込み				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		346	218	225	232	239	246
②確保の内容		365	365	365	365	365	365
②-①		19	147	140	133	126	119

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

こどもを養育している保護者等が、病気や事故、育児疲れ等で一時的に養育困難となった際に、松戸市にある児童養護施設「晴香園」で宿泊または日帰りで一時預かりを行う事業です。通院や冠婚葬祭等の事情ほか、育児疲れやストレスに対するレスパイトでの利用を勧奨しています。場所が松戸市ということ、また、送迎が必要ということもあり、利用に繋がらない状況もありましたが、定期的な利用者も増え始め、利用日数の増加につながっています。

○量の見込み

見込みについては、大幅に増加した年度を除き、令和元年度から6年度までの伸び率を参考に試算しました。

今後も通院や冠婚葬祭等の事情ほか、育児疲れやストレスに対するレスパイトでの利用を希望する家庭に対し、積極的な利用を勧奨していきます。

○確保の内容

年間1床ずつ、365日の確保を想定しています。計画的な利用については、年末年始や大型連休等は需要が高まり、予約の確保が難しい状況ですが、利用を申請してきた保護者と協議を行い、概ね要望通りの日数を確保することができています。また、保護者の緊急入院等により児の養育者が不在となる場合等、緊急な場合に利用できる緊急枠が1床確保されていることが、子育て短期支援事業を社会福祉法人「晴香」に委託している最大の利点と考えています。

⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

	単位(人日/年)					
	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,240	3,346	3,632	3,910	4,203	4,124
②確保の内容	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
②-①	1,760	1,654	1,368	1,090	797	876

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、コロナ禍の影響により実績数が減少しましたが、回復傾向にあります。人と人とのつながりによる本事業については、屋外の援助が可能であり、送迎等幅広く、柔軟な支援ができることからさらにネットワークを広げる必要があります。利用会員については、保育所や学童保育所を利用する保護者への加入促進を進めていることから増加していますが、提供会員は概ね横ばいで推移しています。

○量の見込み

利用会員の利用頻度により件数が増減しますが、実績は見込みどおりとなっていますので、年少人口の推移による減少調整を行ったうえで、核家族化による支援ニーズの高まりを増加調整し予測とします。

○確保の内容

利用の見込みに対して、全体として供給体制は確保されています。地域によっては偏りがあるので、利用会員が利用できないことがないよう提供会員の少ない地域については、提供会員を増やす取組を進めます。

⑩延長保育事業（時間外保育事業）

■量の見込み							単位(人/月)
	実績	見込み					
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	1,147	1,267	1,288	1,302	1,312	1,317	
②確保の内容	1,401	1,401	1,401	1,441	1,441	1,441	
②-①	254	134	113	139	129	124	

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

18時以降における延長保育利用の実績数を計上しています。新型コロナウイルス感染症の影響により減少していましたが、令和5年度はコロナ禍以前に近い水準まで回復しました。

○量の見込み

令和5年度実績から延長保育の利用率を算定し、その利用率を市内の保育の量の見込みに乗じて算出したものです。

○確保の内容

保育における確保量を基に本事業の受入れ可能な児童数等を推計し、算定しています。

⑪病児・病後児保育事業

■量の見込み							単位(人日/年)
	実績	見込み					
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	260	270	274	277	279	280	
②確保の内容	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
②-①	940	930	926	923	921	920	

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

病児・病後児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、小張総合病院敷地内「ひばりルーム」が令和3年度末に廃止となり、令和4年度からは保育所併設型病児施設として新規開設した「フォレストルーム」で事業を実施しています。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響と認知度の低さから利用実績は低かったものの、周知促進及びインターネット予約導入等の利便性向上により令和5年度は利用者が増加しました。

○量の見込み

令和5年度及び令和6年度途中までの利用実績と市内の保育における量の見込を基に推計するものです。

○確保の内容

利用定員(5人)に、平日日数(20日)の年間分(12か月)を乗じた人数。

⑫実費徴収に係る補足給付事業

■提供体制・確保方策の考え方

- 低所得者への保育材料費の補助等の事業については、幼児教育・保育無償化に伴い年収 360 万円未満相当世帯の副食費(実費徴収)が徴収免除となることから、給食費や教科書代等の補足給付について、国・県の実施要綱等に基づき実施します。本事業は事業の性質的に、確保の内容を計上するものではない(対象者に対して給付費を支払いする事業)ことから、量の見込みは算出しません。

⑬多様な主体の参入促進事業

■提供体制・確保方策の考え方

- 教育・保育への新規参入事業者への相談・助言・あっせんに係る事業について、野田市は、これまでの認可制度に基づく施設による提供を基本としており、経験豊富な事業者が運営することから当面の必要性は低いと考えられますが、今後の保育の量の確保において提供体制が多様化する状況になった場合は、当該事業の実施を検討していきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業

■量の見込み

単位(人)

	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	25	18	20	23	26	29
②確保の内容	30	30	30	30	30	30
②-①	5	12	10	7	4	1

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

育児不安や、育児ストレスを抱える保護者に対し、家事等の援助や育児指導を行うことにより、安定した養育環境を提供しています。新型コロナウイルス感染症の影響によるサービスの利用控えが収まったと考えられる急激な利用者増により、令和5年度は、利用者数が見込みを上回りました。

○量の見込み

今後の見込みについては、対象家庭を広げることから、今まで以上に利用者が増加する見込みのため、令和6年度見込量に、令和元年度から令和4年度までの伸び率を参考に試算しました。

○確保の内容

今まで以上に利用に促進を図ることから、30人の利用に対応できる体制を確保していきます。

⑮児童育成支援拠点事業

■量の見込み

単位(か所)

	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	-	1	1	1	1
②確保の内容	-	-	1	1	1	1
②-①	-	-	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所を提供し、学習のサポートや食事の提供等を行うとともに、状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の包括的支援を提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を目的とする事業です。

現在こどもの居場所としては、子ども館が、各事業と連携しつつ機能を担っております。本事業の実施にあたっては、置くべき地域や受け入れ方法等、課題の検討を行ったうえで実施する必要があると考えられます。

○量の見込み

ニーズを把握したうえで、実施の検討をします。

○確保の内容

見込みに対する提供体制を確保します。

⑯親子関係形成支援事業

■量の見込み

単位(人)

	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	6	12	12	12	12
②確保の内容	-	6	12	12	12	12
②-①	-	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

発達に課題のある4歳(年中)～8歳(小学2年生)の子を持つ保護者を対象に、1グループ最大6人で全8回の講義(ロールプレイ等)を行います。こどもの行動に焦点を当て、その特徴を理解し、それぞれに効果的な対応を保護者に学んでもらい、よりよい親子関係を築いたり、親子それぞれの自己肯定感の低下を防ぐことを目的にペアレント・トレーニングを行います。

○量の見込み

新規事業のため現在実施している発達相談支援事業等から、保護者のニーズを把握します。

○確保の内容

1グループ6人とし、令和7年度は1クール、令和8年度以降は2クール実施する体制を確保します。

⑰産後ケア事業

	量の見込み						単位(人)
	実績	見込み					
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	48	56	58	62	65	68	
②確保の内容	91	98	105	112	119	126	
②-①	43	42	47	50	54	58	

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

産後ケア事業は、出産後の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児手技の具体的な指導及び相談等を、1人あたり7日を限度として行うものです。令和7年度から地域子育て支援事業として位置づけられました。市ではキッコーマン総合病院、千葉県助産師会に委託し、継続して事業を実施します。

○量の見込み

令和5年度の実績を参考とし、妊娠届出数や出生数をもとに少子化等の影響を考慮し、さらに、事業の周知を行うことによる利用者の増を見込んで算出しています。

○確保の内容

利用人数見込に1人あたりの利用上限(7回)を乗じた数としています。

⑱妊婦等包括相談支援事業

	量の見込み						単位(人)
	実績	見込み					
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	811	815	815	818	821	824	
②確保の内容	811	815	815	818	821	824	
②-①	0	0	0	0	0	0	

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

令和7年度から妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)が新設されます。

市では、令和5年1月4日から出産・子育て応援給付金と併せて伴走型相談支援事業を実施しており、引き続き妊婦等包括相談支援事業として妊婦及びその配偶者に対して面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

○量の見込み

母子健康手帳交付時と妊娠8か月のアンケートでの面接希望者には保健師が面接し相談、支援を行っています。令和5年度の実績を参考とし、妊娠届出数をもとに少子化等の影響を考慮し、さらに、事業の周知を行うことによる利用者の増を見込んで算出しています。

○確保の内容

見込みを充足できる体制としております。

⑨乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

■提供体制・確保方策の考え方

- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、保護者の保育要件(就労等)を問わず、0歳6か月から3歳未満のこどもを対象に月一定時間まで時間単位で保育園を利用できる新しい制度で、令和8年度から全国において本格的な実施が予定されています。
- 野田市では、市内2事業者で令和6年10月から試行的事業を開始しており、令和6年度は満1歳から3歳未満のこどもを対象に、月にこども1人当たり10時間を上限として、事業を実施しています。
- 令和7年度以降も引き続き事業を継続するとともに、試行的事業の実績等を踏まえニーズを分析し、見込み量及び確保方策を設定します。

5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保について

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

令和6年4月1日には、幼保連携認定こども園が2園、保育所型認定こども園が2園の合計4園が市内に開設されています。

認定こども園は保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟にこどもを受け入れられ、教育・保育を一体的に提供できる施設であることから、既存幼稚園の移行に当たっての判断に資するよう、設置者に対し認定こども園に関する情報提供を適宜行っていきます。

(2) 幼保こ小の連携の取組について

質の高い幼児期の教育・保育を提供していくため、幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への円滑な移行のための連携を図る目的で設置している、既存の幼保こ小連絡会の仕組みを活用し、合同研修会の実施や幼稚園児・保育園児と小学生との交流を進めます。

また就学に当たっては、引き続き保育所児童保育要録及び幼稚園幼児指導要録を適正に取り扱います。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容について

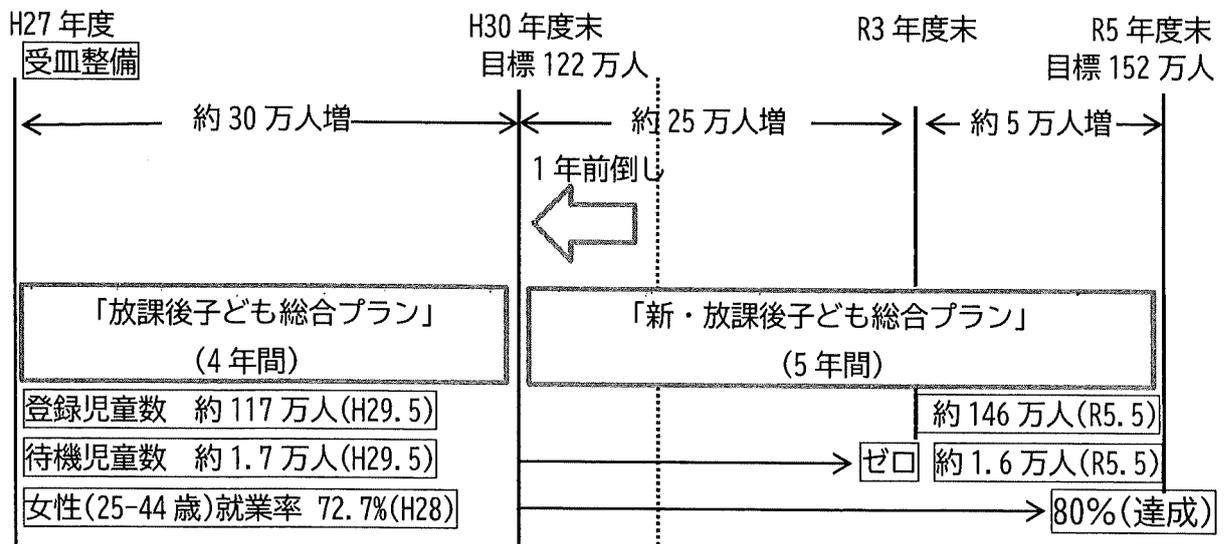
子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適切な支援の確保、保護者の経済的な負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、円滑な給付を行っていきます。

7 放課後児童対策パッケージに基づく行動計画について

(1) 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画(平成30年～令和5年)

国は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、共働き家庭等の児童を対象に放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ(学童保育所)」と全ての児童を対象に放課後等に学習支援や多様なプログラムを実施する「放課後子供教室」の計画的な整備(放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携による実施を推進)を進めるため、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を示し、次世代法の計画の一部として位置付けました。

このプランを1年前倒し、平成30年9月に見直しを行い令和元年から令和5年度までの5か年間で約30万人分の整備を図り目標を152万人分とする「新・放課後子ども総合プラン」を示し、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に行動計画を位置付けました。また、同一の小中学校内等で両事業(放課後児童クラブと放課後子供教室)を実施する一体型を全国1万か所以上で実施することを目標としました。



(2) 放課後児童対策パッケージに基づく行動計画(令和5年・令和6年)

「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保(152万人分)や、待機児童対策の目標達成は困難な状況であるため、放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き共育ての推進を図るために、こども家庭庁、文部科学省が連携し、集中的に取り組む施策をまとめました。

- ①放課後児童クラブの受け皿整備等の推進
 - ・放課後児童クラブを開設する場の確保
 - ・放課後児童クラブを運営する人材の確保
 - ・適切な利用調整
- ②全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策
 - ・放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保
 - ・多様な居場所づくりの推進
 - ・質の向上に資する研修の充実

(3) 野田市における現状と課題

①放課後児童クラブ（学童保育所）の現状と課題

現状としては市内 20 か所の全ての小学校区において学童保育所を整備し、待機児童を出すことなく家庭で保育が困難な児童を受け入れています。

また、新・放課後子ども総合プランが、既存の小学校外の学童について、余裕教室等を活用することが望ましいとされていることから、校外に設置された学童保育所を、順次余裕教室へ移転しています。また、学童保育所の指導員については、会計年度任用職員制度により実質的な継続雇用が可能となったことから、児童の保育環境の改善と運営の効率化を図るため、入所児童が減少している学校区、直営学童保育所と社会福祉協議会へ委託している学童保育所が校舎内で隣接している学校区について運営の一本化を実施しました。

課題としては入所児童数について、一部の学校区では増加しておりますが、市内全体では減少傾向にあることから、その推移を注視し、保育の需要を見極め、施設の統廃合を含め、効率的に運営していく必要があること、学童指導員について、令和 4 年度から会計年度任用職員制度を本格導入したことにより、継続雇用が可能となりましたが、担い手不足の状況にあるため、その確保が課題となっています。

②放課後子供教室の現状と課題

市内 20 か所の全ての小学校を利用するとともに、公民館等の近隣施設 8 か所を利用し計 39 か所で、毎月 2 回土曜日に児童が様々な体験活動を行うオープンサタデークラブを実施しています。

さらに、平成 30 年度からは、全小学校において放課後に特別教室等を利用し授業への理解の差が目立ってくる小学校 3 年生の希望する全ての児童を対象に、4 月から 10 月の間で週 1 回の学習支援を行う子ども未来教室を実施しています。

(4) 今後の方向性

①放課後児童クラブ（学童保育所）

学童保育所については、共働き家庭の増加等による学童保育の需要を見極め、入所児童数の推移を注視し、過密化対策のため第二学童を整備した学校区について、2 つの学童を合わせても、第二学童の定員数に満たないなど、保育に影響のない場合は、社会福祉協議会と協議の上、直営に統合し、会計年度任用職員による安定した保育サービスを提供することで、効率的で継続的な運営を図ります。なお、学童保育所は、児童の健全な育成を図る役割を担っていることから、指導員の研修等を含め質の向上を図るとともに保護者等への周知を図ります。

②放課後子供教室

オープンサタデークラブについては、こどもたちに体験を通じて「豊かな人間性や社会性を育み、国際社会に生きる日本人として素地を育む」機会を社会全体で創り出してゆくこと目的としていることから、指導者の資質の向上を図りながらオープンサタデークラブの改善に努め、事業を継続して実施します。

子ども未来教室については、当面は 3 年生を対象に実施しますが、参加児童の追跡調査等により、子ども未来教室の実施後も学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているかを検証し、充実を図ります。

③一体型について

放課後子供教室(子ども未来教室)は全て学校施設内で実施していますが、放課後児童クラブ(学童保育所)については、学校施設内の実施が16か所となり3か所(福田一小、東部小、南部小)は未実施となっています。行政改革大綱においても学童保育所を余裕教室に移転する方針を示していますが、教室を提供していただく学校や学童保育所を利用する保護者との調整、また、南部小学校については、民設民営の事業者に委託しているなど実施に向けては課題もあることから、一体型については、教育委員会と連携し、可能な学校から随時実施していくことを目標とします。

④特別な配慮が必要な児童

特別な配慮が必要な児童については、保護者からの間取りや学校等の関係機関と連携し、児童の様子を良く確認し、基本的に指導員を加配することで対応可能な場合は受け入れを行います。